

日露戦争における日本在外公館の「外国新聞操縦」

——アジアと大洋州で何をどう広報したのか——

松 村 正 義

まえがき

I 中国（清国）

II 韓国

III 比律賓（フィリピン）

IV 印度（インド）

V 豪州（オーストラリア）

結 び

まえがき

一九〇四（明治三七）三八年の日露戦争において、日本政府は、限定戦争という戦略のもとに、追って有力な中立国の斡旋を得て講和へ持ち込むことで、何とか強大国ロシアに勝利できるように企図して開戦した。その企図は、同政府にとって、日露戦争を決して世界大戦へ拡大させてはならないことを意味した。同戦争が世界大戦化されんか、日本は講和への斡旋国を失って遂にはロシアに敗北せざるを得ないことを、明治の政府首脳

部はよく心得ていたのである。それに対して、ロシアは、同じ白色人種でキリスト教徒からなる欧米諸国へ向け、一〇年前の日清戦争（一八九四―九五）末期にドイツ皇帝が改めて唱道した黄禍論（恐黄熱）の脅威を盛んに鼓吹することで、あわよくば日露戦争を世界大戦化させて日本を孤立化し屈伏させようと図ったのだ。従って日本は、ロシアの東アジアにおける侵略的な南下政策に対抗して、近代化に成功しつつあった新興の小国ながら自衛のため止むなくその強大国へ戦いを挑んだのである。そして、その目指す勝利が、一三世紀に東ヨーロッパへ侵入したモンゴル軍が容赦なく犯した残虐非道な黄禍には決してならないようにすることを強く世界へ訴えたのであった。

そのために、日本は、同戦争の講和への斡旋役を引き受けてくれそうな有力な中立国として、米國、もつと具體的にはセオドア・ルーズベルト大統領にその役割を期待して、開戦とほとんど同時に、同大統領と旧知の間柄にあった金子堅太郎（当時、貴族院議員・男爵）をいわゆる「広報担当大使」として米國へ派遣し、同国民の対日世論の友好化を図りながら、同大統領の対外政策をそのような方向へ向かわしめるよう工作せしめたのである⁽¹⁾。またそれと同時に、同じ資格で英国へも末松謙澄（当時、貴族院議員・男爵）を派遣して、日英同盟の一層の強化とヨーロッパにおける黄禍論への反駁に当たらしめた⁽²⁾。

そればかりでなかった。日本政府は、当時、世界の五五カ国（地域）に設置されていた在外公館（公使館、総領事館および領事館）に指示して、そのような対外広報のために可能な限り活動させることによって、黄禍論に対抗するために当時「外国新聞操縦」と称された対外広報活動を強力に実行せしめたのである。それらの在外公館の中でも、フランス駐在の本野一郎公使やオーストリア・ハンガリー駐在の牧野伸顯公使を始めとして、米國に駐在した高平小五郎公使やドイツの日本公使館に勤務していたお雇い外国人アレキサンダー・フォン・シーボルトらによる、反黄禍論へ向けた熱心な対外広報活動が著しく目立っていた⁽³⁾。当時は、ま

だ現代のラジオやテレビなどのような情報の優れた伝達手段を持たなかった時代のこととて、有力なマス・メディアとしての演説会や口コミ手段を除けば、新聞や雑誌を主力とした印刷物による情報伝達の時代であった。要するに、自国の意図する対外政策を広報するためには、記者または新聞・雑誌社そのものを買収または供応などの手段で働き掛けることによつて、その意図する政策や情報を彼らの発行する新聞・雑誌に記事として掲載させることで対外広報を実施したことから、そうした対外広報活動を「外国新聞操縦」と呼んだのである。

そうした状況のもとで、キリスト教徒でもなければ白色人種でもなく、仏教徒や儒教の信奉者のほかにヒンズー教徒やイスラム教徒などの黄色人種で多くが占められ、従つて直接には黄禍論への反駁の対象とならないものの、しかし日露戦争では、実際に戦場となった清国（中国）東北部（旧満洲）・韓国（朝鮮半島）を含む中立地域のアジアにおいて、同地域内にあつた主要都市たる上海・天津・京城（現・ソウル）・香港・マニラ・孟買（ボンベイ、現・ムンバイ）などに設置された日本の各在外公館は、大洋州（オセアニア）地域も含めて、同戦争の開戦に伴ない、ロシアに対する勝利へ向けて、何をどのように広報したのであるか。

I 中国（清国）

1 上海（総領事館）

日露戦争の開始とともに情報の伝播・拡散上、中国、否広くアジア地域の諸都市の中で最も敏速かつ目立って大きく反応を示したのは、やはり中国一番の商業都市であり国際都市であつた上海に他ならなかつた。

(i) 開戦に伴う『チャイナ・ガゼット』紙との復縁

日露戦争時に、中立国でありながら戦場となつた中国で、同戦争に関連した各種の情報が激しく集合し、また

拡散した大都会は、やはり国際都市・上海であった。しかもこの国際都市では、洋字新聞、殊に英字新聞が比較的に重視された。そうした上海の国際的な情報環境の中にあつて、一九〇四年二月初旬、日露両国間の外交交渉が断絶し、まさに両国が交戦状態へ入らんとした時、同市で英字新聞『チャイナ・ガゼット』(The China Gazette)のほか、さらに二英字紙を發刊し続けてきた社主のヘンリー・オシエー(Henry Oshie)から同地に駐在する小田切万寿之助（おぎきり ますのすけ）・総領事（しやうりょうじ）に対して、「此際、二十七八年日清戦役当時ニ於ケル帝國政府並ニ『チャイナ・ガゼット』ノ關係ヲ再興シ、今回ハ殊ニ右三新聞協同シテ全力ヲ帝國政府ノ為ニ尽シ度」⁽⁵⁾いと書簡が寄せられた。

その時期、上海では、すべての英字新聞が日露交渉の決裂について日本を極力弁護するように努めていたものの、小田切は、「此際、純然タル帝國政府ノ機關紙ヲ設ケ迅速ニ記事入手ノ便ヲ与へ、且ツ縦横我政府ノ所信ヲ吐露シ之ヲ利用スルヲ得バ、直接並ニ間接ノ利益測ルベカラザルモノ可有之」と考えた。そして彼は、「当地ニ於ケル新聞中、『オシー』ノ主管セル三新聞ハ、従来帝國政府對『オシー』ノ關係上、最モ恰當ノ機關ナルベキ歟ト致確信」したのである。そこで同月一〇日、恰かも宣戦布告と同じ日に同総領事は、東京の小村寿太郎・外務大臣へ宛てて、「日清戦争当時ニ於ケル關係ヲ再興シ、迅速ニ材料供与ノ便ヲ下付相成度」⁽⁶⁾いと稟請した。

これに対して小村は、日清戦争時における国際都市・上海の英字新聞事情に言及しながら、同月二九日に同地の小田切へ取り敢えずこう回答する。まず「日清戦争ノ当時ニ於テハ、貴地ニ於ケル各英字新聞ハ挙テ日本ニ反対ノ態度ヲ取り筆ヲ揃テ我國ヲ攻撃セル央、独リ『チャイナ・ガゼット』ノミ我レニ同情ヲ寄セタルヲ以テ、自然同新聞ニノミ情報ヲ供給シタル次第ニ有之」⁽⁷⁾つたという。しかし「今回ハ、事態大ニ之レト異ナリ、貴地各英字新聞均敷我レニ同情ヲ寄セ、挙テ我レノ行動ヲ支持スルノ有様」なので、「此際、独リ『チャイナ・ガゼット』ニノミ帝國政府ヨリ情報ヲ供給ス」れば、「折角我レニ好意ヲ有スル他新聞ノ感情ヲ害シ、却テ好マシカラザル結果ヲ生ズルノ虞可有之」と一旦は慎重に考えた。そこで同外相は、「尤モ『チャイナ・ガゼット』ヲシテ時々

帝国ニ都合ヨキ論議ヲ掲載セシムルガ為メ、毎月相当ノ補助金ヲ下付スルコトハ或ハ可然ト存ジ」るので、「何分ノ貴見御申越相成度、同時ニ補助金下付ノ場合ニハ其金額ニ関スル御見込ヲモ承知致度」いと指示した。⁽⁷⁾

そう回訓しながら、小村は、なお他の諸新聞も利用できないものかと考慮し続けた。同外相は、前便への返答を催促するかのようにして、山本条太郎・三井物産会社上海支店長の助言にも触れつつ、その半月後の翌三月一七日に小田切へさらにこう追訓した。「(前略)其地ニ於テ発行スル他ノ諸新聞、即チ申報、上海『マーキュリー』、『エコー・ド・シン』等ニ付テモ何等利用ノ方法相付候ハバ至極好都合ト被存候ガ、右ニ関スル御見込ハ如何ニ可有之哉。過般帰朝中ノ三井物産会社上海支店長・山本条太郎氏ノ話ニテハ、一カ年総額式千円許モ支出セバ随分連絡ノ途可相付哉ニ申居候ガ、實際如何ノ御見込ニ候哉。御取調ノ上至急御回答相成度」いと。⁽⁹⁾

それらの訓令に対し、小田切総領事が、「本日帰着セシ山本三井物産会社支店長ト協議ノ結果」として、同月二三日に長文の公信で彼の「卑見ヲ開陳」した内容が注目されてよい。いわく、『チャイナ・ガゼット』ハ、日清戦争当時帝國政府ニ於テ之ヲ利用セラレ、其後相互関係ノ絶チタルニ拘ラズ、同新聞ハ依然本邦ニ対シテ厚意ヲ有シ本邦利益ノ為ニ尽シタルコト不尠」とし、また「同新聞ハ、過去ノ歴史ニ於テ全然日本党ナルヲ以テ、今後モ此態度ヲ維持セシムルノ必要アルハ、事局ノ上ヨリ打算シテ最モ緊切ナリト相信」じるとした。そこで同総領事は、「特ニ同新聞ハ、前陳歴史的関係ヨリシテ如何ナル記事タリ如何ナル論説タルトヲ問ハズ、当方ノ思フ所ヲ掲載セシメ得ルノ便アルヲ以テ、到底之ヲ他新聞紙ト同一視スル能ハザル儀ニ有之」と評して、「此際、帝國政府ニ於テモ同新聞ニ対シ特別ノ待遇ヲ与ヘ特殊ノ待遇関係ヲ保存シ置カルルハ、頗ル帝國ノ利益ト相信」じると主張したのである。⁽¹⁰⁾

また彼は、「北清日報ガ開戦以來従来ノ態度ヲ一変シテ最モ有力ナル日本党トナリタルハ、頗ル多トスベク」とし、ついで「上海『マルキュリー』モ亦同様本邦ニ好意ヲ表シ居」るとしながら、「此ニ新聞ハ、従

來本邦トハ何等ノ因縁アルニアラザルモ、日露關係切迫以來、小官ト同新聞主筆トノ間ニ一種ノ交情ヲ生ジ、又當方ヨリ可及的戰報其他ノ材料ヲ給シ」たことで、「其歡心ヲ得タルモノ」であるとした。それで、「固ヨリ具體的利益ヲ供与セシモノニ非ルヲ以テ、何時乖離シ去ルヤモ亦測ルベカラズ。決シテ緩頰安座、今日ヲ以テ將來ヲ推ス能ハザル儀ト存」じたのであった。⁽¹¹⁾

ついで小田切は、上海における唯一のフランス語新聞たる『エコー・ド・シーヌ』(L'Echo de Chine)と中国語新聞の『申報』にも言及して、前者の仏字新聞が「最モ手強ク本邦攻撃ノ態度ヲ執リツツアリ」とし、また後者の漢字新聞については、「他ノ漢字新聞紙ガ概シテ本邦ニ対シテ好意ヲ表スルニ拘ラズ、動モスレバ本邦ニ対シテ不利益ナル論說記事ヲ掲載シツツアル」としながらも、しかし「本邦ト此ニ新聞トノ連絡ヲ図ルハ敢テ難事ニアラザル儀ト存」ずるとも付言した。ついで、「北清日報及上海『マルキュリー』トハ是非共密接ノ關係ヲ保チ置クノ必要有之、又『エコー・ド・シーヌ』及申報ニ対シテハ相当ノ針路ヲ見出シテ之ニ接近シ置クハ、本邦ニ取り利益尠少ニアラザルハ言ヲ待タザル所ニ有之」としている。⁽¹²⁾

以上のように、有利な対日世論の形成のため新聞操縦の上で日本側に取り込むべき上海のマス・メディア状況を概観した同総領事は、次のように進言した。「右各社操縦ノ費用トシテ此際、不取敢銀參千五百両(洋字新聞一社ニ付千両ヅツ、申報五百両割)御送付相成」たいとし、とりわけ『チャイナ・ガゼット』ニ対シテハ、前顯ノ理由ヲ以テ特ニ年額二千兩御下付ノ件許可相成度」といふ。そして同英字紙へ支出すべき補助金については、「右金額ハ比較的多額ニ有之候得共、今日ニ於テコソ此金額ニテ操縦ノ望ミアルナレ(バ)、他日ニ至リテハ之ニ倍スルノ費用ヲ投ズルモ其成效覺束ナキヤモ難計」とさえ述べて稟請したのである。⁽¹³⁾

しかも、小田切の『チャイナ・ガゼット』紙に対する思い入れはそれだけに留まらず、「尚ホ一言スベキ理由有之」として二日後の二五日にも小村外相へ追伸し、同英字新聞に対する補助金の詮議に当たっては同紙の社主

オシエーに依頼した情報収集の特命についても考慮あるようにと要請して、こう推挙した。「同新聞社主『オシエー』ニ対シテハ、時局切迫以来、秘密探聞ノ任務ヲ特ニ依頼致置候事有之、同人モ之ヲ快諾シテ不一方尽力致居」ところ、その「『オシエー』ノ心労ニ対シテハ未ダ何等ノ報酬ヲ為シタル事無之」⁽¹⁴⁾のため、「『チャイナ・ガゼット』補助金支給ノ儀御詮議ノ節ハ、此点深ク御参酌相成度」といふ。つまり同総領事は、その英字新聞の社主オシエーを情報の拡散のためのみならず情報の収集のためにも利用しようと図ったのである。

そのような新聞操縦に関する小田切上海総領事からの稟請に対して、小村外相もこれを了承し、四月九日に『北清日報』、上海『マルキュリー』、『エコー・ド・シヌ』および『申報』の四紙への「操縦費用トシテ、此際不取敢三千五百両」を中央金庫経由で小田切宛に送金した。また同じ通達の中で同外相は、『チャイナ・ガゼット』紙に関しても同総領事からの「申越通、二千両下付」することを決済するとともに、「『オシエー』ヲ督励シテ十分我が為メニ尽力致候様御督励相成」るように付言することも忘れなかつた。⁽¹⁵⁾オシエー社主は、五月一日にその日本からの補助金を小田切を通じて確かに受領している。⁽¹⁶⁾

(ii) ロシア側の攻勢と『チャイナ・ガゼット』紙の豹変的報道

一九〇四年二月の日露開戦以来、海に陸に連戦連勝を続けた日本軍であつたけれども、四カ月を経た六月に入ると、さすがに朝鮮半島および南満洲における日本軍の連続的勝利を脅かすような、ロシア側の攻勢的動きが展開されるようになる。それは、まず、大挙して南下してきたロシア軍に対して日本の第二軍が同月一五日に迎え撃つて辛くもこれを撃退した得利寺付近での激戦であつた。ついで、その同じ日から二〇日にかけて日本海の対馬海峡や津軽半島沖の太平洋岸で起きたウラジオストク艦隊による日本の陸軍輸送船・常陸丸および和泉丸などの撃沈と佐渡丸への砲撃であつた。当然ながら、日本国内で一時的にロシアに対する不安や動揺と、日本海軍の不甲斐ない追撃への憤激が生じて広がつたのである。それかあらぬか、そのような戦闘情報がすぐに上海にも伝

播すると、あれほどまでに小田切総領事が全幅の信頼を置いたはずの『チャイナ・ガゼット』紙の報道ぶりに変化が見られ、同紙は日本に不利な記事を掲載するようになったのである。

同総領事がオシエー社主に補助金を渡してまだ一カ月半も経たない六月二〇日の『チャイナ・ガゼット』紙の社説欄に、「EXAGGERATIONS」と題した論評が掲載されたのだ。この論評は、「言過其实」と題した漢字新聞『中外日報』の記事を『北清日報』および上海『タイムス』が訳載した東京來電の中の得利寺付近の戦闘について、「露軍ノ死傷総數一万人ナリトノ報導ハ全ク『エクサジエレーシオン』ニシテ、如此『エクザジエレーシオン』ハ日本側ニ在テモ余リ之ヲ歡迎セザルベク、實際一万人ノ死傷ハ不可得有事ナリ」とした。また同記事は、「上村司令長官ハ『スクリドロフ』提督ノ艦隊ヲ逆撃シタリトノ報導アルモ、既ニ路透〔ロイター〕電報ニ在ル如ク該艦隊ハ浦塩斯德〔ウラジオストク〕ニ帰港セリ。『スクリドロフ』提督ハ、實ニ称賛ニ値スル英雄ナリ」と報じたのである。

その論調は、「従来、終始一貫、極力露国ヲ罵倒セル『チャイナ・ガゼット』ノ社説トシテハ、直二人ヲシテ變調ヲ感ゼシムルノミナラズ、爾來毎夕發刊ノ同紙上記事論說共、露国攻撃ノ筆鋒ハ全ク跡ヲ絶チタルノ觀ナキニ非ル」ほどであった。小田切にとつて、それはまさしく晴天の霹靂であつたらう。彼は、裏切られたという切齒扼腕の思いであつたに違いない。まさに、「生き馬の目を抜く」ような情報戦の一齣に他ならなかつたのである。彼は、取り敢えず『チャイナ・ガゼット』紙社主オシエーを訪い談話を試みたところ、彼はこう返答したという。「専ラ日本側若クハ日本党的筆鋒ヲ揮フハ營業上頗ル不利益ナルヲ以テ、今後ハ多少露国側ノ報道ヲ掲載シタキ考ナリ」と述べた上、「尤モ同人ニ於テハ、本邦ニ対シ依然好意ヲ有スベシト語」つたという。

小田切は、小村外相へ悔しそうにこう報告し、以下のように善後策を述べざるを得なかつた。「爾來、小官ト『オシエー』トノ關係ハ極メテ親密ナリシニ不拘、一言ノ預告ナクシテ俄然異常ノ態度ヲ取りシ原因ハ、甚ダ不

可思議ニ有之」とし、「若シ『パブロフ』又ハ『デッシノ』〔ロシア側の出先情報機関〕等ヨリ金円ヲ收受シテ、其顧使ニ甘ズルノ取極ヲ為シタル為メナリトセバ、其敗徳驚クニ堪ヘタルモ」のとした。ともあれ、同総領事は、「今後充分、彼レガ行動ニ注意スルト同時ニ、此際、表面上断然従来ノ関係ヲ絶ツガ如キ輕拳ニ出デザルヲ得策ト信ジ」るので、そのような方針で対応したいと苦悶しながら報告した。⁽¹⁷⁾

総じて、一九〇四年六月におけるそのようなロシア側の一時的攻勢時期となった上海の外字新聞の論調は、「英字新聞ハ一般ニ〔目下ノ〕本邦ニ対シテ好意ヲ表スルモ」、「オストアジアチツシェ・ロイド」(Der Ostasiatische Lloyd) や『レコー・ド・シーヌ』などの「独仏字新聞ハ、共ニ本邦ニ対シテハ不利益ノ報道ヲ散布シ」ていたと言つてよかつた。⁽¹⁸⁾

(iii) 外国新聞記者の戦場取材に関する規制の緩和要請

そのような状況下に一九〇四年の夏が経過したあと、九月一七日になった時、上海から東京の外務本省へ宛てて打電された小田切総領事からの電報は、次のように述べていた。「北支那毎日新聞九月一七日ノ論説ニ於テ、本邦ノ外国通信員ニ与フル待遇ヲ好意的ニ非難シ、此ノ事ハ本邦ニ採リ甚ダ重要ナルモノニシテ、若シ各国殊ニ英米ノ同情ヲ失フ時ハ、本邦ノ此ノ困難ナル事業ハ殆ンド不可能的トナルベシ。然レドモ尚我等ハ、日本ノ成功ガ東亞ノ平和ニ好結果ヲ与ヘ且ツ日本ノ再考セラルルコトヲ信ズルモノナリ。今日ニ於テ、若シ日本ガ世界ヲシテ其秘密ニ非ラザル程度ニ於ケル『コンフヒデンス』ニ立チ入ラシムレバ、日本ノ事業ノ進行ヲ容易ナラシムルニ未ダ其時機遅カラザルべく、日本ガ其友国ニ与フル些少ノ好意ハ百倍ノ報酬ヲ受クルニ至ルベシト云ヘリ」と。⁽¹⁹⁾それは、日露戦争の戦場取材をめぐる外国新聞記者(通信員)への日本政府の消極的な対応が早急に改善されるよう、警鐘を鳴らすものであった。

そもそも日露戦争は、日本にとって自衛のための戦いとはいえ、開国以来まだ五〇年を経たばかりの近代化の

途上にあったアジアの新興小国が、敢えてヨーロッパの一大強国たるロシアに戦いを挑んだ一見無謀にも見えた戦争であった。それが、緒戦に見られた旅順港と仁川港でのロシア艦隊に対する日本海軍の先制的な勝利を始めとして陸軍も連戦連勝を続けると、いやが上にも国際的に大きな関心と呼ばずにおかなかった。一九〇四年二月上旬の開戦以来、世界の主要な新聞社・雑誌社・通信社からは、戦場で現地取材をするための記者（通信者）らの日本軍従軍許可申請が世界各地の日本の在外公館を通じて、あるいは直接に日本政府当局へ矢継ぎ早に提出されたのである。しかし、計二〇〇名ほどの記者が従軍を許可されて東京までやってきたものの、戦場の現地日本軍（満洲軍）の本部では、作戦の機密の漏洩防止を理由にして、彼らが戦場へ赴き現地で取材活動をするに⁽²⁰⁾なかなかな同意しなかったのである。

そこで、そのような戦場での取材を希望する外国新聞記者の東京での足止めについて、開戦後半年を経た頃には、頑なな日本軍の態度に対して国際的な非難が非常に高まっていたことも事実であった。そうした戦場取材の出願記者の中には、諦めて本国へ帰り、日本を誹謗したり日本軍当局の足止め措置を非難する記事まで掲載するに至って、それが日本のイメージを悪化させ、日本政府の外債募集にまで影響しかねない情勢になったのである。そのような海外からの高まる国際的な非難に対処するため日本政府も急ぎ検討を重ねていたが、同年九月に入ると、政府は外国新聞記者による戦場での取材活動の規制を緩和する方針を打ち出した。

九月一四日に、山県有朋・参謀総長は大山巖・満洲軍総司令官へ宛てて次のような訓令を打電したのである。「頃日、従軍外国通信員数名中途帰国セシ者、我ニ不利益ナル通信ヲ發シ、倫敦（ロンドン）新聞紙等ノ論調頓ニ變更シ、公債其他政略上ニ一大障害ト為ラントスル傾キアルハ甚ダ遺憾ノ事ニシテ、当局ニ於テモ深く憂慮ヲ懷キツツアリ。勿論、各軍ニ於テ彼等ノ取扱ニ関シテハ相当ノ注意有之義トハ察スルモ、操縦寛嚴ノ度ヲ失ヒ感情衝突ノ為メニ徒ラニ我邦ニ不利益ナル論議ヲ欧米ニ流布セシムルハ、策ヲ得タルモノニ非ズシテ大ニ注意スベキ

事ト存ズ。此旨篤ト各軍ニ訓示セラレ、宜シク経験アル者ヲ以テ其操縦ニ当ラシメ、彼等ヲ利用スルノ方法ヲ取ラレン事希望ニ堪ヘズ」と。⁽²¹⁾早速に小村外相は、小田切総領事に対して同月一八日、「内田〔駐清国〕公使ヨリ転電スベキ、大本営ヨリ満洲軍総司令官ヘ送リタル訓令其他、新聞ニ発表セヨ」と⁽²²⁾回訓した。

けだし、山県から大山へそのような新しい訓令が発せられてからまだ日時が浅かったために、小田切は、その訓令についてまだ知らなかっただけに過ぎなかったと言えよう。それかあらぬか、小村は、翌一〇月に入ると一七日に同総領事へ電報し、「今後、欧米ヨリ来ル戦争ニ関スル情報ニシテ参考トナルベキモノハ、之ヲ貴官ニ転電スベキニ付、貴官ハ、其出所ヲ示サズシテ、之ヲ其地各新聞紙ニ発表セラレ差支ナシ（但、英文暗号ニテ送ル分ハ、暗号ヲ消シサルタメ、冒頭ノ数句ヲバラフレーズスベシ）。伊集院〔彦吉、在天津〕領事ニ転電セヨ」と⁽²³⁾追訓した。

(iv) もう一つの英字紙『上海デイリー・プレス』をめぐるロシアとの買収競争

a. 倒産寸前の経営状態

すでに述べたとおり、オシエー社主の経営する夕刊英字紙『チャイナ・ガゼット』は、背信的な反日記事の掲載によって小田切総領事の憤激を買ひ、また彼を落胆させもしたが、当時、同じ国際都市・上海で毎朝刊行されていたもう一つの英字新聞に『上海デイリー・プレス』(The Shanghai Daily Press)があった。同英字紙は、「一兩年來屢々其持主ヲ変更シ、微々振ハザルノ有様ナリシガ、今年春間、英国人『フェリス』ナル者一切ヲ買収シ多少ノ改良ヲ加へ、日本ニ有利ナル記事ヲ掲載」していた。そのような時期に、戦場の朝鮮半島北部や南満洲における日本軍の連戦連勝の報が次々ともたらされる中で、同社主のF・F・フェリス(Frank Frederis Ferris)が「屢々自ラ当館〔上海総領事館〕ニ出頭シ、右新聞紙補助ノ件」を願ひ出てきたのである。⁽²⁴⁾

小田切には、『上海デイリー・プレス』は「今日ノ処、敢テ強大ナル勢力ヲ有スル新聞ト称スルヲ得ザルモ、記事・体裁等モ大ニ整頓シ販売高モ増加シ、目下、北清日報・上海『マーキュリー』両紙ニ亜グ好個ノ日刊紙ニ

シテ、将来有望ニ見受ケラレ」たばかりでなかった。さらに、同紙は「我国ニ対シテモ常ニ有利ナル記事・論説ヲ掲載」していたので、「同紙ヲ充分我掌中ニ入レ置クハ不得策ニハ可無之」と考えられたのである。そこで先ず同総領事は、東京の小村外相に対して、「此際、其補助トシテ一時五百兩位ヲ給与シ、仍ホ五六カ月ヲ経タル後五六百兩ノ補助ヲ与へ度」と稟請した。

その小田切からの要請に対して、小村は、一月一日に公信で、「稟請ノ趣了承。右ハ詮議ノ上、御来示ノ通補助金交付致スコトニ決定致候条、第一回分トシテ五百兩中央国庫經由及御送付候間、御査取ノ上可然御取計相成度。第二回以下ノ補助ニ関シテハ、貴官ヨリ同新聞ノ成績書御報告ニ接シ候上、金額及交付ノ時期相定度存候間、右様御承相成度」と回答した。⁽²⁵⁾しかし、その回答が電報でなく文書で通報されたため同総領事の手元に届くのに一週間余り日数がかかったことから、小田切は、待ち切れなかつたのであろう。同月四日に、ロシア側による同紙買収の動きを怖れるようにして、小村宛てに次のとおり速やかな回訓を催促する電報まで打った。「当地英字新聞『上海デーリー・プレス』ハ、或ル事情ノ為メ頗ル財政ノ困難ヲ来」しているところ、「露人ハ此機ニ乗ジ、之レヲ買収センコトヲ計リ居レリ」とし、「新聞社主ハ日本最良ナルガ故ニ之ヲ欲セザル模様ナレドモ、此儘打棄テ置テハ自然破産トナル可ク、其結果遂ニ露人ノ手ニ落ツルノ恐レアリ」とし、「此際ナラバ、式万ドル位ニテ同新聞ヲ維持改良シ且ツ其全権ヲ日本ニテ握ルコトヲ得ベキ見込アリ」とした。よつて同総領事は、「社主ヨリモ保護ヲ願出タ」ので「右篤ト御詮議ヲ乞フ」と要請したのであつた。⁽²⁶⁾

b. 日本最良の社主から経営資金貸与の願ひ出

さらに小田切総領事は、ロシア側による同紙の買収を警戒して、二月二三日に公信でも上記の事情を本省へこつ切々と訴えた。いわく、「予テ露国側ニ在リテハ、夕刊新聞トシテ『チャイナ・ガゼット』ハ買収シ得タルモ、毎朝刊行ノ英字新聞ヲ買収スルコトヲ得ザル為メ之ヲ得ンコトヲ欲シ居候際ナルモ、『デーリー・プレス』

ハ、現持主タル『フエリス』ガ是ヲ譲受ケタル当時ノ債務ノ残高ヲ俄カニ弁論スルヲ要スルノ事情ニ迫マリ、且ツ一方ニテハ該新聞ノ勢力ヲ振張センコトニ熱中シ、自分ノ利得ハ固ヨリ、其二名ノ娘ガ税関其他ニ奉職シテ得ル所ノ俸給モ殆ド全部ヲ新聞事業ニ注入シ居ルニ拘ラズ、猶且ツ財政ノ困難ヲ救フ能ハズ、目下甚ダ窮境ニ立チ居ル」ところであるとした。そこで「露人ハ、此機ニ乗ジ之ヲ買収セントスルノ意向ヲ表ハシ居ルモ、持主タル『フエリス』ハ、頗ル我国ニ同情ヲ寄セ居ルヲ以テ今日迄ハ頑トシテ動かザルノミナラズ、其主筆記者タル『オーシエ』ガ『チャイナ・ガゼット』新聞社主『オーシエ』ノ弟ニシテ、動モスレバ兄弟提携シテ露化セントスルヲ慮リ、且ツ最近ニ露人ハ密ニ接近シテ該新聞買収ノ意向ヲ洩ラシタルコトナルヤノ諸点ヨリ、終二十一月限り突然同人ヲ解雇シ、今ヤ一名ノ日本人多少社内ニ勢力ヲ有スルニ至リタルガ上ニ、露臭ヲ帯ビタルモノ一人モ留マラザルニ至」つたという。

そのように、「同新聞社主ノ意思ハ堅固ニシテ密ニ嘉ス可キモノナリト雖モ、一方ニ於テ其切迫セル財政上ノ困難ガ愈々極度ニ達スル曉ニハ、終ニ其素志ニ反シテモ露人ノ手足トナルコトナキヤ決ヲ保証シ難キ機ニ有之」つた。そして同社主より、この際に契約を結んで「一時ノ金員ヲ貸与セラレ度旨」の願い出となつたのである。

c. 三井物産の上海支店長・山本条太郎の名義で

小田切は、その小村への稟請をさらにこう続けた。同総領事には、「其願出ヲ容レテ、同社ノ危急ヲ救フト同時ニ一層紙面ノ改良ニ力ヲ尽サシメル候ハバ、本邦ノ為メ得ル所少ナカラザル儀ト被存」れたのだ。しかも、同総領事が「同社経済ノ内部ニ立入りテ密カニ調査セシ所ニ依レバ、負債総額尙万參千五百ドルニシテ、社員ノ俸給家債及電灯代等一カ月分約壹千貳百ドル、広告料ノ収入一カ月約壹千七百八拾ドルニ有之由」で、「紙代職工ノ賃金其他ノ費用ハ新聞売分ニテ優ニ収支ヲ償フニ足ル可ク」と判断された。「要スルニ」、小田切には「収益ノ見込アル新聞ト被存」れたのである。

そこで、同総領事は、「若シ帝國政府ニ於テ本件御聴許ニ相成候ハバ、三井物産会社・当地支店長山本条太郎ノ名義ニテ金員ヲ貸与セシメ、又タ同新聞社ノ財産ハ総テ同人ニ書入レセシメ、且ツ又經濟上ノ監督ハ一切同人ヲシテ嚴重ニ行ハシムル様」に取り計ったところ、「同人ハ頗ル適任者ナルガ故ニ万事好都合ト被存」た。しかも彼の目には、「同新聞社主『フェリス』ハ、(中略)新聞事業ニハ相当ノ經驗モアリ手腕モアル人物ナルガ故ニ、此際帝國政府ニ於テ補助ヲ与ヘラルレバ、将来充分成功ノ見込アリ」と映ったのである。従つて、「帝國政府ニ於テモリスル所可有之ハ殆ド疑ナキ次第ニ有之」り、また「目下、彼ハ随分窮境ニ立居ルヲ以テ、之ヲ救助スル代償トシテ吾ヨリ持出ス可キ条件ハ如何様ニモ相談相纏マリ可申」と彼には考えられた。なお「『チャイナ・ガゼット』変節ノ前例モ有之」るため、「可成完全ノ約束ヲナシ殆ド全權ヲ握リテ監督スル權利ヲ得置」けば、「此際、斯ル新聞ヲ全然我手中ニ容レ置クハ随分望マシキ次第ニ有之」ので、「可成至急御詮議ノ上、何分ノ儀御回訓相成度」と小田切は小村外相へ要請したのであった。

これに対し同外相は、一二月二六日に小田切宛の電報で、「『デイリープレス』ヘ弐万ドル貸与ノ義ハ大体是認スルニ付、山本ト同社トノ間ノ貸与条件及監督方法等ヲ定メ御申越アリタシ。金員ハ其上ニテ送付スベシ」と回答した。⁽²⁸⁾小田切総領事は、山本支店長へは「可成丈少額ノ金額ヲ貸与シテ出来得ル丈ケ多大ノ利益ヲ収ムル方針ヲ以テ『フェリス』ト協議スルコト」を囑託し、またフェリスに対しては、山本支店長に「資金給与ノ事ヲ相談」したところ、同支店長は「条件次第ニテハ貸与スベキコトヲ諾シタ」ので同人と相談するように、しかし「右借資ノ利子ハ、終始本邦ニ利益アル記事ヲ掲載スベシトノ条件ノ下ニ於テ、小官(小田切)ヨリ補助ヲ与フベキ旨」を告げ、山本支店長とフェリスを会合させた。

その結果、同支店長から以下のようなことが小田切に報告された。貸付の方法は、「我ニ於テハ『フェリス』ノ提出スル二年払約束手形ヲ以テ一万ドルヲ貸付ケ、同社ノ得意・印刷機械・其他ニ対シテ差押権ヲ設定スルモ

ノニシテ、可ナリ安全ト称スルヲ得ベク」、またその条件も、「第一、同新聞ハ本邦ニ対シテ正当ナル筆鋒ヲ揮フベク。第二、『フェリス』ハ我が承諾ヲ得ザレバ他ノ新聞事業ニ従事スルヲ得ズ。第三、帳簿ハ貸主ニ於テ何時ニテモ検閲スルヲ得ベシ」というものであった。そこで、「多少寛大ニ失スルノ感アルモ、原来好意的ニ出テタル貸借ナレバ此上厳密ナル条件ヲ設クルモ如何ニ有之」と考えられたので、小田切総領事は、その年の瀬も押し詰まり旅順要塞も陥落寸前の状態にあった大晦日に小村外相に対し、「全体ヨリ觀察スレバ、右方法・条件共先ヅ差支ナキモノト被認⁽²⁹⁾」るので、「御承認ノ上、墨銀壹万五千ドルノ高御電送相成⁽²⁹⁾」たいと稟請する。

それに応え、小村は、小田切からの翌一九〇五年一月一〇日発の電報による『フェリス』ハ困難ノ地位ニ在ルヲ以テ至急御電訓ヲ乞フ⁽³⁰⁾との催促もあつてか、その翌々日の一二日発の電報で「〔上海デイリー・プレス』への補助に關する）請訓ノ件、認可ス。金一万五千ドル電送ス⁽³¹⁾」と同総領事からの切なる要請に前向きな回答を行なつた。

d. 結局は廃刊という不運な結末に

しかしながら、『上海デイリー・プレス』をめぐる経営状態はその後も容易に好転しなかつた。奉天会戦もすでに日本軍の勝利に終わっていたものの、三カ月半を経た同年四月二九日に小田切総領事は、小村外相へこう電報せざるを得なかつたのである。⁽³²⁾「上海デイリー・プレスノ件ハ、予定通り取計ヒタルモ、社運日ニ非ナルガ為メ社主ハ本月限りニテ廃刊シ、新聞ヲ漢口ニ移シ度キ旨」を申し出てきたという。しかし「右ハ、大ニ考量ヲ要スル問題ナルヲ以テ、山本ト協議ノ上、五月丈更ニ五百ドルヲ補助シ、同月末迄当地ニ於テ刊行セシムルコトセリ。事後承認ヲ仰グ。委細郵便」と。

その郵便による五月九日付けの公信で、小田切総領事はその経緯を次のように釈明した。いわく、すでに報告のとおりフェリスは、『上海デイリー・プレス』社の会計が毎月不足を生じて収支に償い難くなり、当地での維

持が到底覚束無くなったため、この際むしろ同社を漢口へ移して経営に努めれば双方ともに得策となるだろうと申し出た。よって「篤卜取調べタル所、同人ノ陳述スル所事実ニ相違無之、然ルニ此事タル少シク熟慮ヲ要スルモノアルヲ以テ」、山本支店長とも相談の結果、取り敢えず五月分だけ補助金として墨銀五〇〇ドル前後を支給することにし、今月だけでも同紙の刊行が継続されるように取り計らったのである。

そして小田切には、「本件ヲ処スルニ二案アリ」と考えられた。第一案は、「上海ニ於ケル英字新聞ハ、『ノー・チャイナ・デーリー・ニュース』〔*The North China Daily News*〕ヲ始メ親日派多数ヲ占メ、此際『上海デーリー・プレス』ヲ抜キ取ルモ、此点ニ就テハ非常ナル痛痒ヲ感ズル所ナカルベキニツキ、社主ノ願望ヲ容レテ之ヲ漢口ニ移シ、此上該社補助ノ煩累ヲ断チ、併セテ該地方ニ於ケル我帝国ノ勢力扶植ノ一助タラシムル事」であるとす。また第二案は、「一層充分ナル保護ヲ該社ニ与へ、当地ニ於テ其刊行ヲ継続シ清国ニ於ケル我利益ヲ代表發揮セシムルノ機関ニ供スル事」であった。そして同総領事は、「二者ノ中何レヲ採用スルヲ可トスルヤ御詮議ノ上、何分ノ御訓令相煩ハシ度」と外務大臣へ上申したのである。

しかし、その請訓は外務本省の担当部局を些か困惑せしめたのではなからうか。なぜなら、現地の事情を最もよく知るのは、他ならぬ現地・上海の総領事ないし総領事館であったからである。小田切総領事は、少なくとも上記両案のうち第一案を採りたいとか、或いは第二案がまだよさそうに思われるとか位は示唆すべきであつたろう。この時機辺りから、「外国新聞操縦」、つまりは広報外交に人一倍熱心で積極的だった同総領事ではあつたものの、外務本省での彼に対する批判や評価が取り沙汰されただけではなからうかと推測される。

e. あまつさえ訴訟問題にまで

『上海デーリー・プレス』紙に対する補助金の給付始末と同新聞社の漢口への移転問題をめぐっては、以上のように暗雲が立ち込めてくるような形勢になったが、「弱り目に祟り目」という諺の如く、さらにその不運な情

勢へ追い打ちをかけるように、同紙に対して訴訟問題が提起されたのである。⁽³⁴⁾ ロシア側の入れ知恵だったのか、同新聞社の前所有者 A・M・A・エヴァンス (Evans) が現社主のフェリスに対して、すでに両者間で取り結んだ一九〇四年四月二三日付けの売買契約に基づき、売り渡し代金の残額八千ドル (墨銀) と右に対する利息一四五ドル (墨銀) を請求するという訴訟を起こし、ヨーロッパ・ロシアからはるばる東航してきたバルチック艦隊がまさに上海沖を通過しようとしていた頃の五月一日に、上海の英国法廷が第一回の開廷をみていた。

小田切総領事は、その提起された訴訟問題について次のように考察した。単純な法理の問題として、「会社所属物件ニ対シテハ果シテ優先権『エヴァンス』ニ在リヤ、將又我ヲ代表シテ『フェリス』ト売買契約ヲ取結ビタル『ドラブル』ニ在ルモノナリヤハ、猶ホ充分争フベキ余地ヲ存セザルニ拘ラズト雖ドモ、本件訴訟ヲシテ此儘進行セシムルニ於テハ、勢ヒ同社買収ノ内幕モ世間ニ暴露セラルルニ至リ、上海ニ於ケル第二ノ『パプロフ』訴訟事件⁽³⁵⁾ヲ演ズ」る嫌いがあつて、それは「小官ノ最モ欲セザル所」であるとした。他方、翻つてデイリー・プレス社の最近の内情を顧みると、「右『エヴァンス』ニ対スル墨銀八千四百五十五ドルノ外、尚ホ家賃・瓦斯代・雇人給料・其他取引商人ニ対スル『フェリス』ノ負債二千ドル以上ニ上ルヲ以テ、同新聞ノ廃刊ハ既ニ目前ニ迫リ居ル次第ニ」あつて、同社を漢口に移すといふことは「到底不可能ノ事ニ属シ」ていたのであつた。

小田切総領事は、「同新聞ガ露国側ニ買収セラルル事ヲ防ギ得シ消極的ノ効ハ之ヲ奏シ得」たけれども、「同新聞ヲシテ帝国ノ利益ヲ發揮セシメントスル積極的効力ハ之ヲ収ムル能ハザリシハ、小官ノ甚ダ遺憾ニ感ズル所」であるとした。しかし事態がこのようになった以上、彼は、「可成丈速カニ何等カ之ニ処スベキ方法ヲ講ゼザル可ラズ」とし、彼自身の考えでは、「左ノ二案中其二ニ出ツルノ外無シト拙思」した。

「第一、『プレス』買収ノ内幕ノ暴露ヲ避ケ且ツ将来ニ於ケル負担及紛糾ヲ避ケル為メ、同新聞ハ之ヲ廃止シ、右器械ハ

英国法廷ニ於ケル訴訟ノ結果ニヨリ処分シ、又貸与セシ金額ハ、時期ヲ以テ「フェリス」又ハ保証人（同社ノ事業日々明ナルガ為メ一名ノ清国人ヲ新タニ貸金ニ対スル保証人ニ立タシメタリ）ヲシテ返却セシムル事。

第二、此際更ニ凡ソ一万ドルヲ支出シ、『エヴァンス』ニ対スル負債其他一切ノ債務ヲ弁ジ、新ニ必要ノ「タイプ」ヲ購入シ且ツ毎月二千ドル内外ノ補助ヲ与へ、同社ヲ全然我が有ニ帰セシメ直接我が監督支配ノ下ニ刊行ヲ継続セシムル事。」

小田切自身の所見では、「第一案ヲ採用スルヲ得策ト認メ」るけれども、「資金支出ノ途相立」つ時には「第二案モ必ズシモ棄却スベキモノニ無之」とした。そして遂に小田切は、三井物産の山本支店長とも種々相談の結果、右の両案につき「出来ル丈速カニ御詮議ノ上何分ノ御訓示相煩ハシ度」と稟請せざるを得なかつたのである。

すでに日露の講和会議が米国の首府ワシントンもしくはその周辺で開催されるように交渉が進捗しつつあった六月三〇日、小村外相は、その小田切からの請訓に応じてこう返電した。⁽³⁶⁾「『上海デイリー・プレス』紙の訴訟問題」ニ関シ、御申出ノ第一案ニヨリ措置セラレタシ。尚貸金ノ如キモ寧口放棄シ、従来ノ関係ニ付豪モ痕跡ヲ遺サザル様十分注意シテ始末セラレベシ」と。

それにしても、『上海デイリー・プレス』紙の買収への小田切総領事の対処ぶりは、確かに同紙がロシア側に買収されるのを防止しはしたものの、多額の補助金を結局は無駄に消失し剩え同紙買収工作を訴訟事件にまで発展させてしまったことは、やはり失態と言わざるを得なかつたであろう。それが理由であつたかどうかは定かでないけれども、同総領事が本件処理への最終訓令を受理する一週間前の同月二三日付けで、彼に「帰朝ヲ命ズル」との小村外相からの人事移動が発令されてしまつていたのである。⁽³⁷⁾そして後任の上海総領事に永滝久吉が着任するまでその事務代理を務めたのが、一九〇四年一二月に上海に着任し、後に外務大臣となる松岡洋右領事であつ

た。なお小田切は、明治三〇年五月以来八年余に及んだ上海勤務を終えて東京へ帰任した後、まもなく外務省を離れて民間へ転出していく。

(v) ドイツ語雑誌から日本の軍事専門家へ寄稿依頼

旅順要塞陥落のニュースで新年が明けた一九〇五年元旦から数日を経た時、上海で発行されていた週刊のドイツ語雑誌『デル・オストアジアアチッシェ・ロイド』(Der Osiatische Lloyd)の記者フィンクなる者が上海総領事館を訪れ、「昨春以来今日迄ノ日露戦争ニ関スル本邦陸海軍人専門家ノ意見ヲ得テ、之ヲ同週報ニ紹介掲載致度」いで、その「起草方適当ノ人物ニ依頼ヲ乞フ」と申し出があり、「同時ニ其勞ニ報ユル為メ相当費用ヲ支出スルモ差支ナキ旨付言」したというのであった。⁽³⁸⁾

何しろ、「当国ニ於ケル日独商業上ノ利害ハ相互衝突スルガ為メ、従来同報ニ登載ノ記事論説ハ常ニ本邦ニ反對ノ口調ヲ有スルモ、独リ日露戦争ニ関スル評論ニ至リテハ稍々中正公平ノ態度ヲ取リツツア」るばかりでなく、「同報ハ、東亜ニ於ケル唯一ノ独文雑誌ニシテ、当国本国ニ於ケル購読者モ不尠由」であったという。従つて小田切総領事は、「此際、本邦軍事専門家ニ於テ日露戦争ノ過去ニ関スル論文ヲ同報ニ掲載セシムル時ハ、直接間接ニ利益アルヲ不疑」とし、「陸海軍当局者ニ対シ同報記者ノ願意採許相成」ように希望したのである。

その小田切からの要請は、同月二五日に外務省から大臣名義で寺内正毅・陸軍大臣および山本権兵衛・海軍大臣へ移牒された。しかし、寺内陸相からは「軍務多忙ノ折柄ニ付、乍遺憾目下其請求ニ応ジ難」い旨、また山本海相からも「当省ニ於テハ乍遺憾来意ニ応ジ難イ」旨それぞれ同じ同月二八日に小村外相へ回答が寄せられたため、同外相は、二月三日に小田切総領事へ宛てて「御申越ノ趣陸海軍省へ移牒方取計置」いたけれども、「今回両省ヨリ目下軍務多忙ノ折柄ニ付、乍遺憾御請求ニ応ジ難キ旨回答有之」だったので、しかるべくお取り計らい相成りたいと回答せざるを得なかった。⁽³⁹⁾

それまで幸運にも勝利し続けてきた日本にとって、これは、上海に居留するドイツ人およびドイツ本国に対する折角の「外国新聞操縦」上の好チャンスではなかったかと思われるが、以下のような反日的報道が一年余り前に上海で発行のドイツ語雑誌『オストアジアチッシェ・ロイド』によってなされたことを顧みると、東京の外務省がそのような消極的広報姿勢にならざるを得なかったのもまた止むを得なかったであろうか。先に触れたとおり、実際に一九〇四年六月中旬に対馬海峡および津軽海峡で陸軍部隊を輸送中の常陸丸および佐渡丸などがロシアのウラジオストク艦隊に攻撃されて、前者が沈没し後者が損害を被ったことなどがあつた。上海で発行された六月一七日付けの当該ドイツ語誌が、日露戦争欄で「日本海軍」と題し次のように事実を歪曲して報じたことがあつたのだ。⁴⁰⁾

いわく、「過去一兩月間ニ日本海軍ガ重大ナル損害ヲ受ケタルハ、最早疑ヲ容レザル所ナリ。日本ノ公報ニ拠レバ、其損害ハ差シテ重大ナラザルガ如キモ、若シ日本ノ大軍艦ガ昨今別ニ目覚マシキ働ヲ為シタル事ナク、又日本人ガ近來旅順口ニ対シテ何等重要ノ攻撃ヲ試ミタル事ナキ等ノ事実ヲ顧ミレバ、日本ノ損害ニ関スル露國ノ報道ハ強チ無根ナラザルヲ知ラン。右報道ニ拠レバ、日本ノ戦闘力ハ非常ノ損害ヲ蒙リタルモノナリ。露國ノ報導ハ常ニ事実ニ適中スルモノ〔云々〕」であると。またその一週間後の同月二三日に発行の仏語誌『エコー・ド・シーヌ』も、「戦争と海軍」と題して上述の独字誌の記事を引用し、「『ロイド』ノ記事ハ我社ノ所見ト異ナラズ」と報じていた。

以上のように、上海における外字新聞の論調は、英字新聞が一般に日本に対して好意を表していたものの、独仏語新聞は共に日本に対し不利益の報道を拡散していて、中国「大陸国民間ノ感触ニ影響ヲ及ボス事少ナカラズ」と小田切総領事には考えられた。そこで、彼は、「事体比較的重大ニシテ、若シ之ヲ等閑ニ付スルニ於テハ我公報ノ信用ニ結果ヲ及ボスノ憂モ有之」とし、また「当地ノ如キ東西交通ノ中心点ニ存在スル仏独新聞ノ記事トシ

テハ、軽視スベカラザル儀ト存」じたために、同じ二三日に小村外相に対して、「軍機ニ影響セザル範圍ニ於テ右等記事ノ確否御洩相成度、左スレバ之ヲ公表シテ世人ノ疑ヲ解ク様可取計所存」であると上申した。しかし、その上申に対する同外相からの回訓を記録した資料は遺憾ながら見当たらない。

2 首都・北京（公使館）の玄関港としての天津（総領事館）

当時、清国（中国）に在った日本総領事館による「外国新聞操縦」をめぐって、上海総領事館に次いで積極的な動きを見せたのは、首都・北京の海への玄関口的な役割を担う港としての天津に設置された総領事館であった。時の同地総領事は、第一次世界大戦を終結させたヴェルサイユ講和会議後まもなく外務省に初めて情報部が設けられた際（一九二一「大正一〇」年）の初代情報部長となる、伊集院彦吉⁽⁴¹⁾であった。

(i) 天津における諸新聞の発行状況と対日露態度

日露戦争当時、その伊集院総領事の報告⁽⁴²⁾によれば、天津で発行されていた新聞には、邦字新聞が『北清新報』と『北支那毎日新聞』の二種類、漢字（中国語）新聞が『天津日々新報』と『大公報』と『中外実報』と『北洋官報』の四種類、英字新聞が『チャイナ・タイムス』*(The China Times)*と『北京及天津タイムス』*(The Peking & Tienchin Times)*と『チャイナ・レビュー』*(The China Review)*の三種類、また仏字新聞が『クリール・デュ・テンシン』*(Le Courrier du Tienchin)*、独字新聞が『ターゲブラット・フュール・ノールドヒナ』*(Das Tageblatt für Nordchina)*の各一種類で、それらの中の英字紙『チャイナ・レビュー』と独字紙『ターゲブラット・フュール・ノールドヒナ』は日露開戦後に発刊されたものであった。

具体的には、邦字紙の『北清新報』と『北支那毎日新聞』は、共に日露開戦前から刊行されていて、日本総領事館からも直接・間接にそれらに便宜と補助とが与えられていた。

漢字紙の『天津日々新報』は、日本人・西村博の主宰名義で清国人の方若という者が主管していた新聞であり、純然たるわが党派にあつて、天津総領事館からも直接・間接に補助を受けていた。そして当時、発行部数も漸く増加し、「当地方ニ於ケル漢字新聞中、最モ有力ナル新聞紙ニ有之」つたという。また同じ漢字紙の『大公報』は、フランス人に関係があつたようであるが、主筆の清国人・「英某ナルモノ」が中国人としては珍しく「硬直ナル人物」で「公正ナル記事・論説ヲ掲ゲ居」つて、開戦以来、同紙に度々ロシア側からフランス人を通じて買取・贈賄などの誘惑手段が試みられたけれども、彼は「依然公正ナル態度ヲ持続シ、清国人間ニ勢力ヲ有」していたのである。この主筆と天津総領事館とは、なお「何等裏面ノ関係ナキモ、館員ヲシテ平素其主筆夫妻等ト親シク交際セシメ、為ニ相互便宜ヲ得居」つたという。

三つ目の漢字紙『中外実報』は、かつて『直報』と称してドイツ人の軍事顧問ハンネッケンと関係があり、往々日本に不利益な記事・論説を掲げたことがあつたが、今度は矯激な記事を掲載した結果、袁総督からついに清国人側に販売することを禁止されたために、表面上は廃刊して『北洋官報』と改めたものの、その後また『中外実報』と改称して続刊していた。そして日露戦争時は、上海税関長デットリングが同紙に関係しているやに言われながら、その態度は依然として『直報』当時と殆ど変わらず、「少クモ我（日本側）ニ利益ナルモノニハ無之」くて、新聞紙としての声価も甚だ低いとされた。最後の漢字新聞『北洋官報』は、直隸総督府の官報でありながら、他の諸新聞と同様に各種の記事・論説を掲げて一種の半官報的な新聞の観があるけれども、「其態度ハ少々我（日本側）ニ良好ニ有之、本官（伊集院）ヨリモ亦相当ナル便宜ヲ供与致居」る新聞であつた。

伊集院総領事によれば、英字新聞『チャイナ・タイムス』は、先般来度々申し進めたような実情にあつて、この程わが方との間に特殊の關係も生じるようになったので、「今更其ノ態度言動等ニ関シテ多ク縷述乃要無之」く、また『北京及天津タイムス』紙も、開戦前から発行されている有力な新聞であつて純然たる株主組織で運営

されており、同紙を主管するのは英国人であった。しかし、ロシア側の勢力が往々一部の株主を通じて同紙の記事・論説を動かしたため、日露開戦時は屢々主義の一貫性を欠いて前後矛盾するような態度や言動があったという。そこで伊集院は、「度々種々ナル方面ヨリ、英国人ニシテ此種ノ言動アルハ惜ムベキ旨ヲ説キ入レタルガ、専ラ之ガ為ノミニハ非ザルベキモ、爾後同新聞紙ノ態度漸ク一変シ来リ、今日ニ於テハ寧ロ多ク我ニ傾倚スル如キ態度ニ」になったという。

もう一つの英字紙『チャイナ・レビュー』は、九月初旬から発刊し始めた小形新聞で、天津に駐在するロシア武官の機関新聞であった。しかも、同紙は明らかにロシア側の新聞だとする旗印を標榜して、その主管者たる某英国人も自ら陸軍中佐であると称しているが、その実否は甚だ疑わしいばかりかその人格も極めて低くて、彼は諸欧米人間にも信用がない状況にあったという。「従テ、同紙ノ勢力ノ如キハ今日ノ処殆ンド言フニ足ラズ」であり、「此ノ如キ次第ナレバ、発刊後未ダ数日ナラザルニ露国側本意ニ適セズトノ苦情起リ、目下仕切りニ善後策ニ苦心シ居ル」有様であった。

また仏字紙『クリール・デウ・テンシン』は、フランス人の経営する新聞で、ロシア側とも関係を持っていて、「我ニ不利益ナル言動有之」るものの、「元来、仏国人ヲ以テ読者トセルモノナレバ、発売区域モ甚ダ狭小ニシテ左シタル勢力アルニモ無之」いものであった。さらに独字新聞『ターゲブラット・フュール・ノールドヒナ』も、その刊行目的等が北清地域におけるドイツの利益を主張し保持するにあつて、つい最近発刊されたばかりなので、まだ十分にその言動や態度を瞭解できかねた。しかし、同紙は「元来、東亜ロイド通信社ノ系統ニ属スルモノナルヲ以テ、寧ロ露国ニ同情ヲ有スルモノト思考」されたが、伊集院には「仏字新聞同様、当地方留ノ独逸人ヲ読者トスルニ過ギザレバ、一般ニ対シシタル勢力トナルコトモ甚ダ遠遠ナルベク」と推察されたのである。

以上を総合して、伊集院総領事は、彼の所管する天津地域の各種新聞紙について、その態度や状況等をこう結

論づけた。「当地ニ於ケル各種新聞紙中、開戦以前ヨリ発行シ多少ノ勢力ヲ有シ居ルモノハ、目下ノ処多クハ我ニ良好ナルカ少ナクモ我ニ不利益ナラザルモノニ有之」と。

(ii) 漢字新聞『大公報』の社長兼主筆・英歛之への訪日便宜供与

さきに述べたように、天津の漢字(中国語)新聞『大公報』は、比較的公平の持論を有して、その報道ぶりも他の諸新聞に比べ確實かつ迅速であったため一般に愛読せられ、「当(天津)地方ニ於ケル同紙ノ勢力決シテ侮ルベカラザルモノニ有之」⁽⁴³⁾った。伊集院総領事も、「爾来、同紙ト密接ノ関係ヲ保持スルコトニ努メ居」るけれども、「元来、同紙ハ、都テ仏国天主教徒ノ營利的資本ヲ以テ成立」していることとして、「根本的、我が自由ノ操縦ニ任セシムルコトハ到底不可能ノコトニ有之」⁽⁴⁴⁾ったわけである。

時に、南満洲における戦局も日本軍の連戦連勝のもと、旅順要塞はすでに陥落し奉天会戦もまた勝利に終わって、終局的に日本の連合艦隊が今や遅しとロシアのバルチック艦隊の日本海への来航を待ち受けていた時期の一九〇五年四月二四日、伊集院総領事は、その『大公報』紙の社長兼主筆の英歛之について、次のような内容の機密信⁽⁴⁴⁾を小村外相へ宛てて發送した。

それに依ると、英社長は、清国人には珍しく思想堅固で、平素は日本の総領事館員とも親しく往来して、「殊ニ日清両國ノ關係ニ就テハ常ニ研究ヲ怠ラズ、益々進シテ我ニ信頼セントノ素志ヲ有シ居」⁽⁴⁵⁾ったという。そこで、同総領事は、「此際、寧口同人ヲ本邦へ渡航セシメテ親シク我が文物・制度ヲ紹介シ、益々同人ノ思想ヲ強固ナラシムルコトハ、将来時局ノ發展ニ伴フ我が政策上、多大ノ利益ヲ収メ得ベキコトト確信」し、北京の内田康哉・駐清国公使とも相談した後、英社長の日本「渡航ヲ勧誘」し、「且ツ相当ノ便宜ヲ与フベキ旨ヲ告ゲ」たところ、「同人モ非常ノ満足ニテ、大ニ我ノ厚意ヲ謝シ」たという。よって英は、直ぐに日本渡航の準備を行ない、「本日(四月二四日)、当港(天津)出帆ノ大阪商船会社汽船・基隆丸ニテ出發」し、まずは「長崎ニ上陸」して

「陸路、京阪地方ヲ経テ上京ノ筈」であるので、「着京ノ上ハ、同人ノ視察上充分ノ便宜ヲ与ヘラレ」るよう「希望ニ不勝」と、小村外相へ上申したのであった。

それは、現今のように被招聘記者の訪日渡航費や日本での滞在費を外務省が全面的に支出して実施する外国人新聞記者の招聘プログラムの一つとまでは言えなかつたにしろ、英社長兼主筆の日本視察に必要な諸経費の一部を負担した便宜供与的のものであったと考えてよいであろう。

因みに、この英歛之社長の日本への視察旅行については、同年四月二十八日に内田公使からも小村外相へ宛てて、同じ趣旨ながら長文の詳細な推薦状⁽⁴⁵⁾が送られている。それによると、天津『大公報』紙の発行部数は「三千余ニ上リ、北清最大ノ実高ヲ有シ」ていたとのことであり、その社長の訪日に当たっては、内田公使も、本人が「旅費ノ調達十分ナルヲ得ザル模様ナルニヨリ、其ノ補助トシテ機密費ヨリ銀三百元ヲ支出シテ〔伊集院〕総領事ニ交付シ、同総領事ノ名ニ依リ貸与ノ名義ヲ以テ体善ク之ヲ受領セシメ」た上で、さらに「本〔公使〕館経費」で「留學生上海同文書院卒業生・西田畠一ヲ帰省ノ名ニ託シテ教導ヲ兼ネシムル事」にしたという。

(iii) 北京で発行の漢字紙『京話日報』の買収案

一九〇五年五月二七〜二八日の日本海海戦で日本の連合艦隊がロシアのバルチック艦隊を殆ど壊滅させると、必然的に日露間に講和への動きが本格化し、米国のセオドア・ルーズベルト大統領の斡旋のもとに同国で日露講和会議が催されることになった。小村外相は、七月六日に講和全権委員に任命され、二日後の同月八日に米国の客船ミネソタで横浜港を出帆して米国へ向かった。小村全権委員は、シアトルを経由して陸路東へ赴き、同月二十五日にニューヨーク市に到着後、さらに北のポーツマス軍港へ向かうとしていた。

そのような状況下の同月二六日、北京の内田公使が、外相の職を一時兼任した桂太郎首相に宛てて次のような機密信をしたためた。それは、すでに同月七日付けで外務本省の政務局から同公使館に連絡があったとされる案

件であつたが、北京で発行されている漢字新聞『京話日報』を「毎号百部ツツ送付」したいというものであつた。何でも、「該日報ハ、当地ノ俗話ヲ以テ記述スル新聞ニテ、読者ノ了解シ易キヨリ当地上下一般ノ男女ニ購読セラレ、当地ニテハ最モ売上高多数ノ新聞紙ナル上ニ、清国宮廷ニ於テモ御覽相成居ヤニ聞及候ニツキ、出来得ベクバ右新聞紙ヲモ買取セムガ為メ、先ヅ其着手トシテ毎号百部ツツ当館ニ於テ購入致事トシ、該社ニ対シテハ東京ニテ情勢研究ノ諸参考ニ付スルガ為メ当館ヨリ代ハリテ購入スルモノニ申シ置キ、該社ヨリ直チニ本省へ郵送候様致度儀候間、該紙配布処分様ノ事ハ御見計之上何分御取計相成候様致度」と上申したのである。⁽⁴⁶⁾ その後の本件をめぐる経緯については、記録が見当たらない。

なお、米国では日露両国の講和全権委員らがニューヨークから海路ニューハンプシャー州のポーツマス軍港に到着した八月八日、北京の内田公使は、再び筆を執つて桂兼任外相へ宛てて、日露戦争の起源をめぐるロシア側の見解が記載された新聞情報について報告した。⁽⁴⁷⁾ それは、北京のロシア郵便局長ゴムポヨフが、露曆六月二十六日に発行のロシア語新聞『バイカル』に掲載されたロシア大蔵省の官吏グリエフの執筆になる「日露戦争ノ起源ト題スル論文」を「或ハ参考ニモナラムトテ」日本公使館の島川通訳官に示したものであつた。グリエフは、ロシアの講和全権委員セルゲイ・ウイッテと親交のある人であつたというものの、日露講和会議の開幕を目前に控えた時機の新聞情報として、それがどれだけ日本側に参考になつたかは定かでないが、その内容は、「極東ニ於ケル露国ノ経営ニ関シ、豊富ナル官私ノ材料ニヨリ戦争ノ起源ヲ論ジ、開戦ハ日本ナリトノ政府ノ意見ニ反対シ、此失策者ハ何人ナリヤ」という問題について、頗る詳細に論じたものであつた。

(iv) ポーツマス講和条約の締結をめぐる風評と新聞操縦

ポーツマス軍港内での日露両国全権委員間の講和交渉は、八月一〇日から開始された。この交渉は、主に賠償金支払いとサハリン(樺太)の領土割譲という両問題をめぐつて一週間ほどで早くも行き詰まりをみせてしまい、

あわや決裂かと思われた。しかしセオドア・ルーズベルト大統領の精力的な介入によって、同月二九日にその両難問も無賠償およびサハリン南半分の割譲という条件で辛うじて妥協が成立し、九月五日に講和条約の正式調印をみたのであった。

その翌六日に伊集院総領事は次のように桂兼任外相へ報告した。⁽⁴⁸⁾天津では、八月三〇日の午後になって「日露講和協定成立ノ報伝ハリタル為メ、本官（伊集院）ニ其真否ヲ尋訪ス（ル）モノ不少」であったが、翌三一日になるとその講和妥結に関する欧州からの電報も続々到来するに至った。しかもそれらの「電報ノ内容ハ、何レモ露国側ヨリ出タルモノノ如ク認メラレ（ル）モノ多ク、從テ露国ハ独リ外交上成功セル」ことを誇るものであった。しかし「心アル欧米人ハ猥ニ右電報ニ信ヲ置クコトナク、英字新聞ハ、露国ノ機関新聞ヲ除キ何レモ慎重ノ態度ヲ取り、講和談判成行ノ詳細ノ発表ヲ待」っていた。

そのような中で、「独り清国人ニ至リテハ、定見ナキヲ以テ時々疑惑ヲ生ズルハ免レザル次第ニテ、一度誤解ヲ生ズル時ハ先入主トナリ、後日容易ニ之ヲ解クコト能ハズ、為ニ今後我対清策上不少不便ヲ来タスヤノ懸念有之」ったため、伊集院には、「可成速ニ講和ニ関スル我態度及成行ヲ発表シテ、清国人間ノ疑惑ヲ氷解候手段ヲ講ズルハ必要ト思考」されたのである。実際に、廃刊の噂が一時ありながら「頻ニ毒筆ヲ弄シ居ル」ロシア側の機関新聞『チャイナ・レビュー』は、その時期、新任のロシア公使ポチロフの北京着任と「日露講和成立セリトノ報伝ハリタル」ことよって、廃刊どころか「大ニ紙面ヲ拡張スルコトトナリ」、また「其ノ趣意ノ在ル所ハ、之ヨリ清国ヲ味方トシテ日本ノ政策ヲ妨害スルニ在リテ、己ニ離間中傷的ノ記事論説ヲ〔仕〕切リニ掲載シ始メ」ていた。

そこで、伊集院総領事は、そのようなロシア側の動きに対抗して『チャイナ・タイムス』紙を支援するため、同紙に一〇月一日より「六ヵ月間毎月五百ドルヲ補助ス」ることに内約していった。その結果、『チャイナ・タ

「イムス」ハ、益々我が為ニ働キ可申、又同新聞モ昨今大ニ信用ヲ増シ、天津外字新聞中ニテ発刊紙数ハ第一位ニアルモノト思考」されたのである。そのような「外国新聞操縦」をめぐる激しい競争的な動きは、恰かもその年の十一月一七日から北京で始まることになる、南満洲におけるロシア利権の日本への譲渡について「清国政府ノ承諾」(ポーツマス講和条約)を得るための日清會議⁴⁹に向けたものであった。事実、約一カ月余に及んだ同會議の結果、同じ一九〇五年の二月二日に「滿洲ニ関スル日清條約」が調印され、即日実施されていく。

3 香港(領事館)

情報の蒐集および拡散の視点から、国際都市・上海を中国の中心に置けば、北に首都・北京の玄関港としての天津の重要性が意識されるのに対して、南では当然に広東(現・広州)もしくは香港がイメージされてこざるを得ない。しかし日露戦争当時、広東の日本領事館は閉鎖されていたため、⁵⁰すぐその南に隣接する香港の日本領事館が同地を兼轄していた。そして当時の香港は、アヘン戦争以来、英国の統治下に置かれた植民地または租借地であったので、その意味でも、同地はロンドンを中心に欧州諸国と直接に繋がった国際的特異性を持っていたことに留意してよいであろう。

(i) 香港情報を随時に外務本省へ

その意味だろうか、日本のロシアとの国交断絶後、日本海軍が仁川港外でロシア軍艦ヴァリアークとコレートを撃破した直後の一九〇四年二月九日に、香港の領事・野間政一は、小村外相に対して「時局ハ、終ニ我ヲシテ単独ノ行動ヲ採ルノ止ムヲ得ザルニ至ラシム。随テ当地ノ情報モ時ニ或ハ御参考トナルベキモノナルヲ慮リ、今後軍事ニ関スルト否トヲ問ワズ、苟モ多少ノ史料ニ供スベキモノハ一切之ヲ網羅シ、香港情報トシテ報告ニ及⁵¹」ぶ旨を通報した。そしてまず同年二月八日付けの香港情報第一号として、「在露日本公使引揚後ノ香港人氣、

「英艦ノ動靜」および「英兵ノ北上」について記述したものが同外相へ送付された。

それにつぐ、同情報第二号は記録綴りの中に見当たらないが、香港情報第三号として、二月八日発刊の『香港テレグラフ』の「遂ニ于戈ニ訴フ」と題した日本に好意的な社説の摘訳が同月一二日に東京へ送付されている。⁽⁵²⁾引き続き、同情報は、第四号から第七号までの分が欠落しているが、第八号、第九号および第十号がそれぞれ三月一八日、二四日および四月五日に小村へ宛てて報告された。⁽⁵³⁾因みに、香港情報第八号は、「時ニ露国ノ為メニ弁護ノ筆ヲ弄スル」英字新聞『南清朝報』(The South China Morning Post)がその三月一日付けの長文の社説で「日本政府ノ新聞検閲ヲ非難シタ」ものを摘訳したものであったが、しかしそれは、「右ハ該新聞記者一個ノ議論ニシテ、公衆一般ノ嚮向ハ無論我ニ加担シ、『香港テレグラフ』ノ如キハ其翌日ノ社説上ニ暗ニ右社説ヲ駁シ、軍事行動ノ秘密ニ付キ日本ノ採リタル手段ヲ称揚セリ」と記述していた。また同情報第九号は三月二七日に発刊の英字紙『香港デイリー・プレス』(The Hongkong Daily Press)の社説を摘訳したものであり、同情報第十号は三月二六日発刊の英字新聞『南清朝報』の社説を摘訳したものであった。

(ii) 現地新聞を操縦せよとの東京からの訓令

そのような情勢報告を野間領事が東京へ向けて送り続ける中で、日本がロシアに対して正式に宣戦を布告した一九〇四年二月一〇日の翌日一日と二三日の二回にわたって、小村外相から香港の同領事に対し、現地の諸新聞に「開戦ノ詔勅並ニ其後ノ情報」を迅速に掲載せしめるようにとの訓令が打電された。野間は、すぐに行動して、香港で発行の『香港テレグラフ』(The Hongkong Telegraph)紙をはじめとする四種の英字新聞の各記者に漏れなく通知し、その全文を各紙に掲載せしめてゐる。⁽⁵⁴⁾

4 その他の主要都市

日露戦争時の中国（清国）で、以上の上海・北京・天津および香港の諸都市以外に日本の領事館が置かれていた主要都市は、芝罘、厦門、福州、漢口および杭州であったが、それらの諸都市にあった各領事館が同戦争に関して情報の蒐集ないし拡散のために行なった活動については、以下のようなことが記録されている。

(i) 上海に近い杭州の日本領事館からは、開戦後まもない明治三十七年二月二三日に副領事・大河平隆則の名義で、小村外相へ宛てて「日露開戦ニ関スル地方官憲ノ意嚮其他ノ件」と題する報告が送られた。同報告によると、「当地地方清国官憲ノ多数ハ、是迄露国ヲ以テ列強中ノ最強国ト相信タルガ如ク」であったが、「今般宣戦ノ大詔煥発セラレ、早クモ海軍ノ捷報続達セルヨリ、人氣一変恰モ自国ノ勝利ト同視シ、歛喜ノ余リ当館ニ来リ慶祝ノ意ヲ表スルモノ少ナカラズ」であったという。しかし同時に、「清国官民中、卑クモ終局ノ勝利ハ帝国ニ帰セントノ予想ヲ下ダシ、東三省若クハ其ノ一部ノ竟ニ同国ニ還付セラルル事ナカルベシトノ説ヲ吐クモノ、漸ク増加セントスルノ情勢相見ヘ」てきた⁽⁵⁵⁾、と報告されたことにも留意したい。

(ii) 福州におけるフランス人の動静について、対露国交断絶以来丁度一カ月目の一九〇四年三月四日に同地の中村巍^{なかし}領事が小村外相に宛た文書で、同地のフランス人が一般にロシアに対し同情を示して種々奸策を弄しつつある模様であることを、幾つかの事例を挙げて報告した⁽⁵⁶⁾。

(iii) 在芝罘領事館では、開戦後一カ月余りの一九〇四年三月一二日に、水野領事が小村外相へ宛て「此頃『ノヴィクライ』新聞ヲ発行日ヨリ一週間位遅レテ規則正シク受取ル事トナレリ。其中有用ト思フモノハ電報スベキヤ否ヤ」と電報で問うたのに対して、同外相からは翌一三日に「有用ト認メラレタル分ハ、当分ノ内随時電報セラルベシ」との返電があった⁽⁵⁷⁾。当時、同地にはロシアの通信施設があったのである。

(iv) 日露戦争を終結させるための講和会議が、米国ニューハンプシャー州のポーツマス軍港で一九〇五年八月

一〇日に開催されてからまだ一週間を経たばかりなのに、賠償金支払いと領土割譲の両問題で早々と行き詰まりを見せた同月一八日であった。その日、東京の外務省では、珍田捨巳・外務次官の名義で（当時、小村は講和全権委員としてポーツマスにあり、外務大臣の職は桂太郎首相が兼任）、出先の駐清国公使を始めとして在天津および在上海の両総領事のほか、漢口、福州、厦門および芝罘に駐在する各領事に対して、以下のような同文の通達を發し、関係各在外公館の積極的な対外広報活動を求めた。「時局ニ関シ本省ニ於テ翻訳為致候諸外国新聞雜誌類ノ記事論評等ニシテ、其地発刊新聞紙ニ登載セシメ自然各国世論ノ趨勢及本邦ノ事情等ヲ公衆ニ知ラシメ候ハバ、日清（日韓）兩國間ノ關係上裨補スル所不少事ト存候ニ付テハ、自今翻訳ノ都度写一通ツツ御送付可致候條、時宜ニ応ジ諸新聞社ニ公示方可然御取計相成候様致度、此段申進」めるとし、追伸として「追而清國ノ將來ト題スル翻訳写茲ニ封入差進」めるとした。⁽⁵⁸⁾ポーツマス講和会議でロシア全権委員セルゲ・ウイツテが見せた積極的な広報姿勢に刺激されたためであつたらうか、そのような通達はむしろ遅きに失した感がなくもなかつたと言えよう。

II 韓国

上述した珍田次官名義の通達は、殆ど全く同じ文面で、また一九〇五年八月一八日という同じ日付で京城に駐在した林権助公使と仁川に駐在した加藤本四郎領事へも送達された。⁽⁵⁹⁾しかし、その通達に対する京城および仁川の両公館からの具体的な応答については記録が見当たらない。日露戦争で実際に戦場となつた危機感の漂う韓国内の諸事情を推察すると、すでにその前年二月一〇日の対露宣戦布告後まもない同月二三日に殆ど強圧的な態度で韓国政府との間に結んだ日韓議定書以来、日本政府は、韓国民に向けて積極的な広報活動を行なえるほどの友

好的な状態には到底なかったのかも知れない。或いは、韓国での新聞操縦に該当する記録が他の事項の記録ファイルに綴じ込まれていないとも断じ難いところである。

Ⅲ 比律賓（フィリピン）

マニラ（領事館）

日露戦争時のアジア地域で、小田切・上海総領事や伊集院・天津総領事に次いで、比較的活動量的に目立った「外国新聞操縦」、つまりは対外広報活動を行なった在外公館長に、フィリピン諸島（以下、フィリピンと呼称）の首府マニラに在勤した成田五郎領事⁶⁰がいた。ただし、彼の対外広報活動は日本に有利な情報を勤務地で拡散するのではなく、対外政策の立案に役立つと思われる現地新聞の切り抜き記事を数多く外務本省へ送付し続けるという、同省での情勢分析に資するための情報蒐集活動に止まった。

言うまでもなく、フィリピンは、一八九八（明治三二）年の米西戦争の結果、それまでスペインの植民地だったものを、米国がキューバやプエルト・リコやグアムとともに領有した地域であった。それで、日露戦争の時期にはなお独立国でなかったために、日本は同地に領事館を置いていたのである。それについても、同戦争の終結間際の一九〇五年（明治三八）七月に来日した米国のタフト陸軍長官と桂総理兼外相との間で、日本の韓国支配を米国が承認する代わりに米国のフィリピン支配を日本が承認するという桂・タフト覚書が交わされたほどに、フィリピンは、日米間で軽視できない重要性を持っていた。

マニラの成田領事は、当初、一九〇四（明治三七）年六月二一日に小村外相へ宛てて、同月一九日に同地で発刊された新聞『マニラ・ケーブル・ニュース』（*The Manila Cable News*）の「日露戦争ヲ觀察」した「戦争意見

集」(A Symposium of War Views)と題する切り抜き記事を、「為御参考茲及御送付候条御査閲相成候様」として送付した。⁽⁶¹⁾その頃、日本の近海では、ロシアのウラジオストク艦隊が日本海軍の追跡の目を掠めて跳梁跋扈し、日本の輸送船を襲撃して損害を与えたり日本沿岸の漁船を砲撃して人心に動揺を与えたりして、日本に対し些か反撃に転じていたのである。

その成田領事から小村外相への現地新聞切り抜き記事の送付は、殆ど数日置きに実行されて、同年七月八日発刊の『マニラ・アメリカン』(The Manila American)紙の記事「現時戦争ノ真正ノ原因」(The Real Cause Of Present War)や、同月二五日に発刊の『デイリー・ブレチン』(The Daily Bulletin)紙の記事「八幡丸待受中、露国義勇艦隊ノ二隻ハ『モラッカ』通路ニ見ユ」(Waiting For "YAWATA MARU", Two Vessels Of Russian Volunteer Fleet Sighted In Molucca Passage)のほか、九月八日発刊の『マニラ・タイムズ』(The Manila Times)紙の記事『フィッツジェラルド』氏ノ觀察」(Mr. Fitzgerald's Observation)などへと続いた。

そして、一月二三日発行の『マニラ・ケーブル・ニュース』紙の「露国ノ政界ニ於ケル信憑スベキ記事」(Authoritative Statement On Russian Policy)と題した長い切り抜き記事が同月二八日に小村外相へ宛てて送付され、その切り抜き記事の送付数も六〇通近くに達しようとした時であった。成田領事には予期せぬことだったかも知れないが、外務本省にとってさほど参考にならない記事もあり、小村外相をはじめ事務当局の目にはむしろ単純作業にすら映ったのであろうか。或いは成田領事は同本省の多忙さを考慮して、それらの記事の送付ごとに内容について簡単な要旨を書き添えればよかったのかも知れないが、その一九〇四年も暮れようとする一月一二日に、小村外相名で成田領事あてに次のような「注意」書が送られてしまうのである。「開戦以来、貴地新聞紙ノ記事切抜毎次御送付相成り、己二五十八号ノ多キニ相達シ居候ノ処、右ノ中ニハ態々当方へ御送付ニ及バザルガ如キ事柄モ不少ト被存候ニ就テハ、今後ハ其性質上特ニ本省ノ注意ヲ要スベキ重要ノ事実又ハ論説ニ限り、切抜

御送付相成候様御注意相成度⁽⁶³⁾いと。

ただし、そのような注意書がマニラの成田領事の手元に届くまでには、船便による送付という当時の通信手段のこととて、なお数日ない十日間余りを要したはずなので、同領事からのそうした新聞切り抜き記事の本省への送付は、翌一九〇五年二月一〇日まで依然として六通続けられた。

IV 印度 (インド)

孟買 (ムンバイ)「ボンベイ」領事館

(1) インド人の対日同情心

一九〇三 (明治三六) 年の後半期に入り満洲問題をめぐって日露間で交渉が開始されると、インド人の間では、その成り行きに頗る関心が高まって日本に対する同情が益々加わったという。事実、「若シ不幸ニシテ露国ト戦端啓キタルニ於テハ、或ハ兵士トシテ或ハ医師トシテ或ハ看護婦其他種々ノ資格ヲ以テ、我軍隊ニ従ヒ以テ応分ノ力ヲ傲サントノ趣意」で、「諸方ヨリ当館へ申し出ヅル者極メテ多く、或ハ又タ日本政府へ仕官ヲ望ム者、若クハ軍器・軍馬・食料品及ビ其他軍需品ノ供給ヲ出願スル者モ甚ダ多く」て、孟買 (ボンベイ。現・ムンバイ。以下、ボンベイと表示) の日本領事館では、これらに対し一々返答を行なってきたために少なからざる時間を費やすほどであった。⁽⁶⁴⁾

そこで同領事館では、「一時、当地ノ新聞紙上ニテ、当国人ノ我邦ニ対スル熱誠ナル同情ニ深謝スルトコロナレドモ、軍役ニ従事セントノ出願ハ、日本政府ニ於テ一切採用セザル趣広告」したけれども、「格別其効モナク」というほどの状況であったという。殊に、翌一九〇四年二月上旬に「愈々露国ト開戦アリテ、我海軍ノ大勝ヲ獲

タル報道一タビ当国ニ達スルヤ、或ハ電信ニテ或ハ書状ヲ以テ祝意ヲ表シ来ル者夥シク」て、「従軍希望者ノ如キハ、却テ従前ヨリ増加シタル様」にすら思われたほどで、「当館ニテモ頗ブル繁忙ヲ極メ」たというのである。

それと同時に、ボンベイの林曾登吉領事には、インドでは「土人各其宗派ニ従ヒ集合シ、日本ノ勝利ヲ祈ランガ為メ大祈禱会ヲ催フシ、若クハ我戦死者遺族及負傷者等ノ為メ義損金ヲ募集セントノ義拳アル等、当国人ノ我邦ヲ思フノ情切ナル一班ヲ窺フニ足ルベシト存」ぜられた。また数日前に、同地の日本人会が発起人となり、わが国の戦死者遺族への扶助のため広く義捐金を募集したいとの趣を発表したところ、旬日を出さない中に二万留比（ルピー）の応募があつたというのである。同領事には、「是レ又タ当国人ノ我ニ対スル同情ハ、単ニ表面ノミニアラズシテ其実アルコトモ見ルニ足ルベクト存」ぜられたのであつた。⁽⁶⁵⁾

なぜインド人が日本に対してそのような深い同情を表したのか。その理由について、同領事はこう推察した。まず、彼には「当国ハ我同盟国ナル英国ノ一部ナルガ故ナリトハ、単ニ表面上ノ理由ニ過ギザルガ如ク、其実ハ、人種上ノ觀念ニ基キタルモノ多カラント存」じられた。そして結論的に「蓋シ、等シク亜細亜民族ナル名目中ニ包括サルル我国民ハ、近年其目醒マシキ活動ニヨリ其品位ヲ高メ世界ノ大国ト比肩スルニ至リタルヲ見テ、自余ノ亜細亜人、殊ニ印度人ノ如キハ、我邦ヲ崇拜シ亜細亜民族ニ付帯スル汚名恥辱ヲ除去シ得ルハ日本ナリ。亜細亜民族ノ衰勢ヲ挽回スルモ日本ナリトノ念ヲ抱キ我國ヲ頼トセシ折柄、今回ノ事アリタルニ依リ、如何ニモシテ亜細亜民族ノ代表者タル我邦人ニ助力セザルベカラズトノ考ヨリ、斯ク同情ヲ表スルニ至リタルコトト存」じられたのであつた。

(2) 日本政府の「戦況電報」の好結果

またインドでは、日露戦争の勃発以来、同戦争をめぐる種々の虚報や怪説が世間に流布して止まなかつた模様であつた。そのため、海外に在留する日本人商人は勿論のこと、日本に多少なりとも利害関係を持つ外国人な

どは、そのような風説に惑わされたり、場合によってはそれによって少なからざる不利益を蒙りつつあったという。そのようなインド内の情勢に向けて、外務本省から、時機を失せず一九〇四年三月早々に正確な戦況を伝える電報がボンベイの日本領事館に送られたのは、極めて適切な措置であったと言つてよい。

同地の林領事は、同年三月五日の小村外相あての公信で、その時宜を得た東京からの「戦況電報」の到達を高く評価し、「当地在留ノ我商人ハ不少利益ヲ受ケタルノミナラズ、当国ノ如ク全国拳ツテ日本ニ同情ヲ表スル所ニ於テハ、右ノ如キ電報ハ国民一般ニ満足ヲ与ヘタルノミナラズ、我国ノ信用ヲ益々深厚ナラシムルノ結果ヲ生ジタルガ如ク存」じたのであった。その一例として、日本領事館では、当初、その電報を同地の主な英字新聞だけに配布したところ、その後、それら以外の英字新聞社や現地語で発刊する新聞社からも「懇切ナル請求」を受けたためそれらの請求にすべて応じた上、さらに「目下、当地ハ新聞社ニ配布シ、尚未諸地方ヨリモ戦況ヲ電報スル様依頼」されているが、「地方ノ分ハ一々皆ナ其願意ニ応ズル能ハザル事情モ有之」つて「止ムヲ得ズ謝絶セ」ざるを得なかったという。しかしながら、カルカッタやラングーンや錫蘭島（スリランカ）のコロンボへは、電報するように取り計らつてゐるとのことであった。

何しろ、林領事の上記報告によれば、外務本省からのその「戦況電報」が、「爾來益々信用ヲ得、昨今ニ至リテハ他ヨリ如何ナル電報到來スルモ、我政府ヨリノ確報ニ接セザル限りハ容易ニ之ヲ信ゼザルコトニ相成」つたのは、「誠ニ喜ブベキ一事ニ有之」つたのである。それにつけても、同地の有力新聞『タイムス・オブ・インディア』(The Times of India) が二三日前の社説でこのことに論及し、「日本政府ガ時々吾人ニ供給セラルル詳細ナル電報ニ対シ、爰ニ感謝ノ意ヲ表スナリ。蓋シ同政府ヨリ出ヅル報知ハ、頗ル明白公正ニシテ少シモ其功績ヲ過大ニセントスルノ傾キナク、単ニ事実ヲ其儘ニ叙スルヲ以テ足レリトスルガ如ク、失敗アルモ之ヲ隱蔽セント努ムルコトナク、其通信中ニ誤報アリシコトヲ発見セシ時ハ早速之ヲ訂正スル等、日本政府ノ報告ハ今や印度ニ於

テハ全然信用ヲ以テ之ヲ迎フルノ結果ニ立至レリ」と述べたほどであった。

こうなると林領事も、外交官冥利につきると言つてよかつたであろう。彼は、小村外相に宛てて晴れ晴れとした気持ちで、「向後益々詳細ナル確報ヲ引続キ御電報アル様希望」するとともに、「亜富肝（アフガン）国王ノ如キモ、非常ナ熱心ヲ以テ此事（日露戦争がアジア諸国の注意を惹起せしめたこと）ニ注意セラレ、戦況ノ報知ヲ一刻モ早く得ラレンガ為メ特ニ其通信掛ヲ定メラレタル由ニ聞及」んだとも報告した。

(3) 明治天皇に嘉納されたインド人新聞記者の詩

そのように日露の開戦以来、インドにおいて非常な親日的・友好的な雰囲気が高まる中で、一九〇四年三月一四日現在、今度はインド人が日本の「軍人ノ武勇拔群ナルヲ称賛スルノ詩歌ヲ作」ってボンベイの日本領事館に差し出したことがすでに四通に及んでいたという。そこで、林領事は、それらの中で、「ビジャプール」という所の「ブラカシヤク」という一新聞の記者が作つて同紙にも掲載されたという詩を、同日付けの小村外相あての公信⁽⁶⁷⁾に同封して東京へ送付した。そして「若シ 我皇帝陛下ニ於テ之ヲ嘉納セラル様ナレバ取次ギ呉ル様トノ趣ニ候故、一応供貴覧候間何分ノ御詮議相成様致度、且又タ当国人ノ我邦ニ対スル切ナル同情ハ、右書状御一読相成候へバ其一班ヲ御承知相成ベクト存候ニ付、一例トシテ特ニ其全文ヲ相添申候」と上申したのである。その結果、日本に対して同情を表したそのインド人の詩は、一カ月半後の五月二日に小村外相から田中光顕・宮内大臣へ移牒され、五日後の同月七日には同宮内大臣から小村外相に対し、「在孟買領事ヨリノ報告付移牒相成領承致候。付テハブラカシヤク新聞記者へハ領事ヨリ可然挨拶致置候様御訓示相成度⁽⁶⁸⁾」いと回答があつた。小村外相は、同月一六日にその旨林領事へ返答している。

ことほどさように、日露戦争で日本がヨーロッパの大国ロシアに勝利しつつあつたことは、自国が英国の植民地となつたために苦悶し呻吟し続けたインド人の民族運動に大きな影響を与えずにおかなかつた。彼らは、一九

○二年の第一次日英同盟締結の三年後の第二次日英同盟の改定で同盟の適用範囲がインドへまで拡大されたことを承知しつつ、日露戦争直後の一九〇五〜〇六年に催された会議派年次大会で独立（スワラージ）への決議を採択したことで、「スワラージ」は彼らの新しいスローガンとしてインド民衆の正当な要求の表現となっていたのである。「日本の成功（勝利）」は、途轍もない心理的な衝撃をインドに与え、大気を揺るがし、自国の将来に対する熱狂と希望で国内は沸き立った」のだ。そして、それが「インドの民族独立（運動）」に新たな弾みを与え「たことも確かであった」⁽⁶⁹⁾。

V 豪州（オーストラリア）

日露戦争の開戦以来、幸運にも連戦連勝を続けた黄色人種の国であり異教徒の国である日本に対して、当時なお白人人種の国でありキリスト教徒の国だった英国の自治領・豪州で、いわゆる「黄禍論」に基づいた日本警戒論ないし日本脅威論、引いては中国人を含めた東洋人種への警戒論が唱えられないはずはなかったらう。

1 タウンズヴィル（領事館）

当時、オーストラリアの北東部に位置するクインズランド州の北東沿岸都市タウンズヴィルにあった日本領事館に勤務の田結鋤三郎領事⁽⁷⁰⁾は、日露開戦後半年を経て日本陸軍が旅順要塞を包囲し海軍もまた黄海海戦や蔚山沖海戦でロシア艦隊を撃破していた頃の一九〇四年八月二七日に、小村外相へ宛て「本月十二日発刊ノ当地イビニング・スター新聞電報欄内」に「An Alarming Statement」と題し、次のように報じられていると切り抜き記事⁽⁷¹⁾を別添して報告した。まず「近来、当国ニ於テ、本邦ガ戦勝ノ暁ニハ豪州ニ向テ何カ為ス処ア〔ラ〕ントスルモ

ノノ如く想像スル者多く、政治家中ニモ亦スル説ヲ構ル者有之、所謂疑心暗鬼ヲ生ズルノ類ニ可有之ト存」じられるとした。そして同領事は、別添の新聞切り抜き記事にあるように、「ゼネラル・ハットン氏ガ、日本及支那ガ豪州ノ北部ノ豊饒ナル土地ヲ垂涎睥睨セル事ヲ説キタル件ニ関シ、メルボルン府議会ニ於テ一ノ問題トナリタル事ノ如キモ、何カノ間違トモ被存」としながら、豪州における当時の黄禍論的な世論について報告したのである。

続いて同領事は、その一週間後の同月二五日に再び小村外相に宛ててこう報告した。⁽⁷²⁾「其後、メルボルン府発刊ノ『アーガス』新聞ニ」掲載された「Australia and the East」と題する記事のなかで、「総理ワトソン氏ハ、右ハ別段来襲スルガ如キ脅迫ノ意味ヲ含蓄スルモノト考ヘラレザルニ付、此件ニ付キ日本政府ニ対シ何等ノ申出ヲ〔モ〕為サザル旨回答致候趣ニ有之」つたと。それにしても、当時すでに黄色人種の入国・定住を排斥する白豪主義の考え方を標榜していたオーストラリアのこととて、日露戦争で日本軍が勝利すればするほど、同地で黄禍論的な懸念や意見が表明されないはずはなかったであろう。

2 シドニー（総領事館）

そのような黄禍論に傾くオーストラリア内の対日世論の雰囲気については、開戦後一カ月余りの一九〇四年（明治三七）三月一六日に在シドニー総領事館の岩崎三雄・事務代理⁽⁷³⁾からも小村外相あてに報告されていた。⁽⁷⁴⁾いわく、「当地発行二三新聞ハ、日露開戦前ヨリ往々同戦争後ノ豪州ニ及ボス影響ニ関シ、一部人士ノ意見ヲ代表シテ」こう「立論」しているとした。「今若シ日露戦争ノ局日本ノ勝利ニ帰セバ、日本ハ韓国ヲ独占シ進ンデ北清及滿洲方面ニ過多ノ人口ヲ扶殖スルヲ得ルヲ以テ、当豪州ニ於テハ、格別日本人移住ノ点ニ関シテハ其影響ヲ蒙ルコトナカルベシ」と。しかしながら、もしロシアが勝利した時には、同国は滿洲や北清は無論のこと韓国をも

独占してその勢力を逞しくするであろうから、「日本ハ、勢ヒ其政策ヲ一変シ、太平洋諸島南方ニ向テ其移住ノ地ヲ求ムルナルベシ」とし、そうなれば、日本人が「差当リ彼等ノ移住セント欲スル適当ノ地ハ、当豪州北部ナルベシ。故ニ豪州人ハ、飽ク迄白哲豪州主義ヲ以テ之ニ当ラザルベカラズ」と論じていたのだ。それは、ロシアが勝利した場合であつたにしろ、有色人種の排斥を意味する白豪主義の主張に他ならなかつた。

そのような時、対外広報に積極的な姿勢をとつた岩崎事務代理は、小村外相に対し、まず「豪州人ノ視線ハ一ニ我國ニ集リ居ルヲ以テ、此際本邦ノ事情ヲ紹介スルハ最モ必要ト認メ候ニ付、小官ハ出来得ル限り其方法ヲ講ジ居リ候⁽⁷⁵⁾」と報告した。

しかも、その十日前の三月六日にニュージールランドのセットン首相が、某宴会の席上で次のように述べたといふのであつた。「露国ガ太平洋沿岸ニ海軍根拠ヲ得ルトキハ、豪州及ビ新西蘭土ニ少カラザル危害ヲ与フルヤ言ヲ待タズ。然レドモ日本国ノ勝利ニ帰ストキモ決シテ此恐レナシトセズ。何トナレバ日本国ハ、強大ナル海軍ヲ以テ日本移民ヲ入ルルコトヲ新西蘭土ニ強ユベケレバナリ。依テ兵備ヲ修メ海防ヲ嚴ニスベシ」と。そこで、岩崎には、そのような枢要の地位にある者の説は時として或いは当地方における世論を喚起する恐れがあるため、「此際一応ノ弁駁ヲ為シ置クハ適当ノ時機ニシテ必要ナリト認メ」られたのである。ここで、前述したようなオーストラリアの対日世論とニュージールランド首相の発言に対して、それまで決して手をこまぬいていたわけではなかつた岩崎は、同月一三日のシドニーの週刊新聞『サンデー・タイムス』(The Sydney Sunday Times)に「Japan and Australia—Interview with the Japanese Consul-General」と題した長い談話記事を掲載せしめて、オーストラリアおよびニュージールランドの黄禍論的な考え方に反駁した。

それより一年半後、日露戦争を終結させるための日露講和会議がポーツマスで開幕されてから五日目の一九〇五(明治三八)年八月一五日に、同地から遙か離れたシドニーで岩崎事務代理は、当時外相を臨時に兼任する桂

太郎首相へ宛てて、日露開戦からポーツマス講和会議開幕までの間に当時の豪州人が日本に対して抱いた黄禍論の状況について、こう総括して報告した。⁽⁷⁶⁾ まず「日露戦争二就テハ、豪州人間ノ世論ハ本邦ニ対シ深厚ナル同情ヲ表彰シ来」ったとした。しかし「近來、諸国ニ於テ黄禍論ノ唱導セラルルヤ、豪州ノ世論モ亦其影響ヲ受ケ盛ニ国防論ヲ唱フル者多ク、有力ナル新聞紙ノ之ヲ論議スルモノアルノミナラズ、豪州艦隊司令長官又ハ州陸軍指揮官ノ如キ公会ノ席上ニ於テ国防論ヲ唱へ、其意ヤ必ズシモ黄禍論ニ付云々スルモノニアラザルモ、一般ノ世論ニ影響スル所不尠」と観たのである。それに対し彼は、「小官ハ常ニ時機ヲ見テ其誤ヲ解ク事ニ相努メ居リ候」と決意のほどを表明した。

結 び

以上、日露戦争時におけるアジアおよび大洋州地域の諸国（植民地）に設けられた日本の在外公館の「外国新聞操縦」、すなわち現今でいう広報外交について、現在、外務省の外交史料館に所蔵されている関係資料を中心に可能なかぎり具体的に探求してみた。そこには、欧米諸国に設置されていた日本の在外公館が黄禍論を抑え込むために非常に熱心さで積極的に実施した対外広報活動とは、自ずから違った特色が見られたことは言うまでもない。

そのアジア地域では、端的に言って、同じ有色人種の国たる新興の日本が、白人種の大国ロシアを打ち負かして連戦連勝していることを広報しているだけでよかった。白人種に植民地化され虐げられていた同地域の有色人種には、日露戦争が、われわれも近代化の成功次第で彼ら白人種に勝利することができるのだという未来への可能性と自信を強烈に彼らの脳裏に植え付けたことは、間違いなかった。アジア地域にある日本の在外公館は、た

だ日本軍がロシア軍に対して勝利に次ぐ勝利を続けていることを広報していればよかったのである。

特に、その当該地域で最も積極的な「外国新聞操縦」活動を見せたのは、結果的に不運な結末に終わったけれども（それは、社業の傾いた新聞社に如何に資金的なカンフル注射を施しても、真実に基づいた魅力ある記事で読者を獲得するように努めなければ、結局は無駄な結末に終わってしまい易いことを教えていた）、上海の小田切総領事であつたろう。同総領事は、日露戦争期に同じ上海で反日的な活動を行ったロシアのパプロフ諜報機関によつてすら、「異常なほどの能力を持った、類い稀な学識ある人物⁽²⁷⁾」として一目置かれたほどの存在であつたのである。

それにしても、上海という当時の列強の勢力が入り乱れた国際都市では、中国人読者を直接の読者とした漢字紙（中国語新聞）をめぐつてというよりも、英仏独字新聞（雑誌を含む）、とりわけ英字紙を中心に激しい買収合戦が展開されたことに着目したい。それほどまでに英字紙の当該地域に対する影響力は、当時のメディア上で極めて重要な位置を占めていたことが推察される。ただし、当時の清国（中国）、殊に国際都市・上海では、清国人（中国人）の識字率の低さや漢字を使用する中国語新聞の発行技術の未熟さもあつてか、彼らに対する広報上のよりよい効果を期待するためには、漢字（中国語）新聞に依るよりも、むしろ同都市内で発行される英字新聞に依つた方が広報力に富んでいるように思われる。またその意味で、同地の英字新聞は、その地に居住するフランス人やドイツ人のために発行されたフランス語新聞やドイツ語雑誌ともいささか発行の趣を異にした、広報的重要性を持っていたと言つてよいであらう。

中立国でありながら自国の一部（満洲）が強制的に戦場とさせられた中国（清国）では、日本の在外公館の「外国新聞操縦」も、黄禍論への反駁というよりは、むしろロシアの極東アジアへ南下しようとする膨脹政策が如何に侵略的なものであつたか、そしてそれに敢然と立ち向かうのでなければアジア諸国民の自立や繁栄がないことを、外国字新聞を通じてしる中国人に理解せしめることに力点がおかれたといつてよいであらう。その理

念は、中国（清国）人の目指した自存自立につながるものでもあったと言えよう。ただし日本政府は、日本に味方して日露戦争に参戦したいとした中国当局の申し出を断って、軍事的には独力でロシアと戦うことで、欧米諸国における黄禍論の拡大に歯止めを掛け抑制するように努めたことも事実であった。

翻ってインドでは、日本軍がロシア軍に連戦連勝することは、日本の在外公館が積極的に対外広報活動へ打って出なくても、インド民衆の独立への意欲を昂揚せしめずにおかなかった。インド民衆は「兵役義捐金、若クハ戦勝祈禱会ヲ開キ、以テ直接間接ニ我邦ヲ応援セント尽力スル」⁽⁷⁸⁾ように努め、ムンバイ（ボンベイ）の領事館に勤務した日本の領事も外交官冥利に尽きるほどにも、もての歓迎状態であったのである。こうした日本にとって非常に好ましい状態は、当時のインド以外には見られなかったであろう。

しかし白豪主義（白哲豪州主義）をとっていた当時のオーストラリアでは、事態は全く違って、日本の公館にはむしろ欧米諸国におけると同じような、黄禍論に対処すべき広報活動が必要であったろうが、事態はさほど深刻ではなかったと言えるであろう。

それにしても、日露戦争時、南アジアで唯一の独立国といつてよかったシャム（現・タイ）国に設けられていたわが国の公使館⁽⁷⁹⁾やシンガポールに置かれていた日本領事館⁽⁸⁰⁾などによって行なわれたであろうと推測される「外国新聞操縦」に関する資料が、外交史料館の所蔵する記録綴り『外字新聞論調報告並ニ外国新聞操縦一件』の中に全く見当たらないのである。どうしたことであろうか。それらが他の記録綴りの中にファイルされていて見出せないのであれば、無論それは筆者の責任に他ならない。

（一）詳しくは、松村正義著『日露戦争と金子堅太郎——広報外交の研究——』増補改訂版、新有堂、一九八七年および同じ著者の『日露戦争一〇〇年——新しい発見を求めて——』、成文社、二〇〇三年を参照願いたい。

(2) これも詳しくは、松村正義著『ポーツマスへの道——黄禍論とヨーロッパの末松謙澄——』、原書房、一九八七年を参照のこと。

(3) 詳しくは、松村正義「日露戦争における日本の『外国新聞操縦』(上)〔英国、フランス、ドイツ篇〕」(『帝京大学紀要「帝京国際文化」第一〇号、一九九七年』)、および松村正義「日露戦争における日本の『外国新聞操縦』(上の二)〔オーストリア・ハンガリー、イタリア篇〕」(『帝京大学紀要「帝京国際文化」第一一号、一九九八年』)、ならびに松村正義「日露戦争と日本在外公館の『外国新聞操縦』——北米大陸とラテン・アメリカ——」(『メディア史研究会編『メディア史研究』第二三号、ゆまに書房、二〇〇七年一月)を参照のこと。なお、日露戦争期においてロシア側が行なった対外宣伝については松村正義「日露戦争におけるロシアの対外宣伝」(『政治経済史学会編『政治経済史学』四一〇号、二〇〇〇年一〇月)を、また当時の世界的視野での論述は、松村正義「広報外交における日露の闘争」(『日露戦争研究会編『日露戦争研究の新視点』、成文社、二〇〇五年)を参照願いたい。因みに、前者のロシア側が行なった対外宣伝に関する論究は、ウラジオストクのロシア極東国立大学のV・ソヴァステイエフ教授によってロシア語に翻訳され、同地で発行の専門誌『ПОСЛЫ И АТР』(ロシアと太平洋)(二〇〇二年、第四号)に掲載された。

(4) 「外国新聞操縦」という用語は、現在ではすでに死語になってしまったが、大谷正著『近代日本の対外宣伝』(研究出版、一九九四年)の序論にその用語についての包括的な解説がある。

(5) 小田切万寿之助は、明治元(一八六八)年一月に米沢藩(現・山形県)に生まれる。東京外国語学校などでの修行を経て、外務省留学生として天津に留学し、一八八七年末に領事館書記生として仁川に、ついで京城に在勤する。その後、米國(サンフランシスコとニューヨーク)や杭州に領事として勤務し、明治三〇(一八九七)年五月に総領事代理として上海に着任し、一等領事を経て同三五(一九〇二)年一月一〇日に同地総領事に昇格発令された。そして恐らく本文に述べたような事情もあり、日露戦争の終結前の明治三八(一九〇五)年六月二三日に帰朝を命ぜられて東京に帰ったが、まもなく外務省を辞職した(外務省総務課『外務省月報』外・報二、自明治三三年至同三八年)。その後の同人の履歴については、外務省外交史料館編纂『日本外交史辞典』(山川出版社、一九九二年)の項目「小田切万寿之助」を参照。

(6) 小田切万寿之助・上海総領事から小村寿太郎・外務大臣あて明治三七年二月一〇日付け公信・機密第二二号、外

務省外交史料館所蔵記録「外字新聞論調報告並ニ外字新聞操縦一件 上海之部」。なお、以下に引用する公信および公電等はすべて、特に断らない限り、上記の外交史料館所蔵記録の中に保存されている。また引用文中に適宜付された句読点と「」内は筆者によるものである。以下、同じ。

- (7) 小村外相から小田切総領事宛て明治三十七年二月二十九日付け公信・機密送第一二二号。
- (8) 山本条太郎は、慶応三（一八六七）年に越前藩の福井に生まれ、明治四一（一九〇八）年に東京本店理事に入社する。やがて明治二一（一八八八）年に上海支店勤務となり、明治四一（一九〇八）年に東京本店理事に転出するまで、その中国在勤は二〇年に及んだ。詳しくは、前掲の『日本外交史辞典』の項目「山本条太郎」を参照。
- (9) 小村外相から小田切総領事宛て明治三十七年三月一七日付け公信・機密送第一六号。
- (10) 小田切総領事から小村外相宛て明治三十七年三月二三日付け公信・機密第四一號。
- (11) 前掲の小田切総領事から小村外相宛て公信。
- (12) 前掲の小田切総領事から小村外相宛て公信。
- (13) 前掲の小田切総領事から小村外相宛て公信。
- (14) 小田切総領事から小村外相宛て明治三十七年三月二五日付け公信・機密第四二號。
- (15) 小村外相から小田切総領事宛て明治三十七年四月九日付け公信・機密送第二四号。
- (16) 小田切総領事から小村外相宛て明治三十七年五月一二日付け公信・機密第七五号。
- (17) 小田切総領事から小村外相宛て明治三十七年六月二四日付け公信・機密第九七号。
- (18) 小田切総領事から小村外相宛て明治三十七年六月二三日付け公信・公信第二六一号。
- (19) 小田切総領事から小村外相宛て明治三十七年九月一七日発・電報第三九八号。
- (20) 詳しくは、松村正義「日露戦争と外国新聞従軍記者」、外務省第一国際情報官室発行『外務省調査月報』、二〇〇四年度、No.2を参照。
- (21) 山県有朋・参謀総長から大山巖・満洲軍総司令官宛て明治三十七年九月一四日午後三時発電報・大本営陸謀臨第二二四七号、防衛省防衛研究所所蔵記録。
- (22) 小村から小田切宛て明治三十七年一〇月一八日発電報・電送第三五一九号。

- (23) 小村から小田切宛て明治三十七年一〇月一七日発電報・電送第三八一八号。
- (24) 小田切から小村宛て明治三十七年一〇月五日付け公信・機密第一六〇号。
- (25) 小村から小田切宛て明治三十七年一月一日付け公信・機密送第七六号。
- (26) 小田切から小村宛て明治三十七年一月四日発電報・第五〇六号。
- (27) 小田切から小村宛て明治三十七年二月三日付け公信・機密第二〇七号。
- (28) 小村から小田切宛て明治三十七年二月二六日発電報・電送第四六〇七号。
- (29) 小田切から小村宛て明治三十七年二月三十一日付け公信・機密第二二一号。
- なお、その三つの条件は、その後の小田切からの公信（小村宛て明治三十八年五月九日付け機密第五九号）で、次の六つの条件に細分化された。「第一、『上海デーリー・プレス』掲載ノ主要記事及論説ハ、凡テ親目的ニシテ排露のナル事。第二、我ノ同意ナクシテ他ノ新聞並ビニ印刷事業ニ関係セザル事。第三、本件借用金ヲ『上海デーリー・プレス』社負債償却ニ用ユル事。第四、本件貸借関係継続期間中、日本帝国ノ利害ニ背馳セシムルガ如キ因ヲナスベキ報酬ハ、如何ナル形式ニ於テモ之ヲ受ケザル事。第五、何時ニテモ『上海デーリー・プレス』社ノ帳簿書類機械等ヲ検査セシムル事。第六、第一項ニ記載セラレタル主旨ニ背違シタル場合ニハ、二週間ノ予告ヲ条件トシテ借用金額及其利息ヲ返還シ、若シ之ヲ履行セザル中ハ、『上海デーリー・プレス』社一切ノ所属物件及得意 (Goodwill) ヲ引渡ス事。つまり、右の六条件の中、第三、第四および第六の三条件が新たに加えられたことになる。
- (30) 小田切より小村宛て明治三十八年一月一〇日発電報・第一六号。
- (31) 小村より小田切宛て明治三十八年一月一二日発電報・電送第一九六号。
- (32) 小田切より小村宛て明治三十八年四月二九日発電報・第一四七号。
- (33) 小田切より小村宛て明治三十八年五月九日付け公信・機密第五九号。
- (34) 小田切から小村宛て明治三十八年六月二二日付け公信・機密第八四号。
- (35) 日露戦争時、ロシア政府は、上海に前駐韓国公使アレキサンドル・イヴァノヴィッチ・パブロフを責任者とする有力な情報機関を置いて、現地の新聞を買収・籠絡しながらロシアに有利な記事を掲載させることで、中国人や韓国人に日本に対する悪感情を抱かせるように種々の隠密工作を行った。しかし次第に、それらの隠密工作の中にも幾つ

- かの矛盾が生じてしまい、遂にはパプロフに利用された側から訴訟を起こされて、却って同情報機関の存在と隠密工作を法廷で露呈せざるを得ない羽目になってしまったのである。なお、Dmitrii B. Pavlov, "Russia and Korea in 1904-1905: 'Chamberlain' A. I. Pavlov and his 'Shanghai Service'", John W. Chaman and Inaba Chiharu (edit), *Rethinking the Russo-Japanese War, 1904-05*, Volume II, the Nichinan Papers, Global Oriental, 2007を参照。
- (36) 小村から小田切宛て明治三十八年六月三〇日発電・電送第二二二二二号。
- (37) 外務省人事課『外務省月報』外・報二、自明治三三年至三十八年。
- (38) 小田切から小村宛て明治三十八年一月一日付け公信・機密第八号。以下、同じ。
- (39) 小村から小田切宛て明治三十八年二月三日付け公信・送第一九号。
- (40) 小田切から小村宛て明治三十七年六月二三日付け公信・公信第二六一号。
- (41) 詳しくは、松村正義「外務省情報部の創設と伊集院初代部長」、『国際法外交雑誌』第七〇巻、第二号、昭和四六年七月、および Masayoshi Matsumura, "Japan Calling: The Origins and Early Days of the Ministry of Foreign Affairs Information Department in the early 1920s", translated from the Japanese original by Peter O'Connor and Masayoshi Matsumura, *The Transactions of the Asiatic Society of Japan*, fourth series, volume 16, 2001を参照。
- (42) 伊集院彦吉・在天津総領事から小村宛て明治三十七年一〇月六日付け公信・機密第四四号、外交史料館所蔵記録『外字新聞論調報告並二外字新聞操縦一件 天津之部』。以下、同じ。
- (43) 伊集院から小村宛て明治三十八年四月二四日付け公信・機密第一五号。
- (44) 前掲の公信。
- (45) 内田駐清国公使から小村外相宛て明治三十八年四月二八日付け公信・機密第七二号。
- (46) 内田駐清国公使から小村外相宛て明治三十八年七月二六日付け公信・機密第一三四号。
- (47) 内田駐清国公使から小村外相宛て明治三十八年八月八日付け公信・公第五八号。
- (48) 伊集院総領事から桂兼任外相宛て明治三十八年九月六日付け公信・機密第二三三号。
- (49) 日清会議は、一九〇五年九月五日に調印のポーツマス日露講和条約に規定された第四条および第六条にいう、旅順・大連など遼東半島のロシア租借権と長春(寛城子)・旅順口間の鉄道の所有権および経営権などの日本への譲渡

について、清国政府の承諾を取り付けるために開かれた日清両国政府間（日本側代表は小村外相および内田康哉・駐清公使に対し、清国側代表は慶親王・軍機大臣および袁世凱・直隸総督など）の会議であった。

(50) 広東の日本領事館は、明治二十三年二月から同三十九年一月まで閉鎖されていて、その一六年間は香港の日本領事館が兼轄していた。

(51) 野間政一・在香港領事から小村外相宛て明治三十七年二月九日付け公信・香公第二五号。

(52) 野間から小村宛て明治三十七年二月一日付け公信・香公第二六号。

(53) 野間から小村宛て明治三十七年三月一八日付け公信・香公第五二号、同じく明治三十七年三月二四日付け公信・香公第五七号、および同じく明治三十七年四月五日付け香港情報第一〇号。

(54) 野間から小村宛て明治三十七年二月一九日付け公信・香公第二九号、および同じく明治三十七年三月一日付け公信・香公第四四号。

(55) 大河平隆則・在杭州副領事より小村外相宛て明治三十七年二月二三日付け公信・機密第二号。

(56) 中村巍・在福州領事から小村外相宛て明治三十七年三月四日付け公信・機密第一六号。

(57) 水野幸吉・在芝罘領事から小村外相宛て明治三十七年三月一二日発・電報第四〇号、および小村から水野宛て同年同月一三日発・電報第一九号。なお当時の芝罘（現・煙台）には、ロシアの通信施設があったので、そうしたロシア新聞の入手が可能であったのだろう。

(58) 在清国公使宛ての文書は送第五七号、在上海総領事宛てのものは送第一一四号、在天津総領事宛てのものは送第一〇五号、在芝罘領事宛てのものは送第八二号、在厦門領事宛てのものは送第六六号、在福州領事宛てのものは送第三四号、在漢口領事宛てのものは送第六七号。

(59) 在京城本邦公使宛ての文書は送付第七八号、また在仁川領事宛てのものは送第一一五号。

(60) 成田五郎なりたごろうは、安政四（一八五七）年四月に越前国武生幸町（現、福井県越前市）に生まれ、明治一四（一八八一）年に外務省に入省。書記生として漢口、ホノルル、シドニー、タコマなどに在勤後、明治三三（一九〇〇）年に副領事としてマニラに勤務し、明治三六（一九〇三）年に領事に昇進した（外務大臣官房人事課編『外務省年鑑』、明治四三～四四年刊）。

- (61) 成田五郎・在マニラ領事から小村寿太郎外相宛て明治三十七年六月二日付け公信・新第四号、外務省外交史料館所蔵記録『外字新聞論調報告並ニ外国新聞操縦一件 マニラ之部』。以下、同じ。
- (62) 成田在マニラ領事から小村外相宛て明治三十七年一月二八日付け公信・新第五八号。
- (63) 小村外相から成田在マニラ領事宛て明治三十七年一月二二日付け公信・送第一二八号。
- (64) 林曾登吉・在孟買領事から小村外相宛て明治三十七年二月二九日付け公信・公第二〇号、外務省外交史料館所蔵記録『外字新聞論調報告並ニ外国新聞操縦一件 孟買之部 印度』。以下、同じ。なお、林曾登吉は、慶応元年三月に福井県に生まれ、明治二三年に外務省試補となり、沙市(中国)やシアトル(米国)での勤務を経て明治三五(一九〇二)年六月に孟買へ転勤後、同地で領事となっている。
- (65) 前掲の林領事から小村外相宛て公信・公第二〇号。
- (66) 林在孟買領事から小村外相宛て明治三十七年三月五日付け公信・公第二二号。
- (67) 林在孟買領事から小村外相宛て明治三十七年三月一四日付け公信・公第二四号。
- (68) 小村外相から田中光顕・宮内大臣宛て明治三十七年五月二日付け公信・送第一二一号、田中宮内大臣から小村外相宛て明治三十七年五月七日付け公信・復第五一号、および小村外相から林在孟買領事宛て明治三十七年五月一六日付け公信・第二八号。なお、そのプラカシヤク新聞記者の詩は、外務省で写しが作成されることなく、そのまま宮内省へ移送された模様であり、現在も同詩が保存されているかどうか宮内庁書陵部に照会したが、見当たらないとのことであった。
- (69) サリン、ティラク・ラージ、滝井光夫訳「インドと日露戦争」、日露戦争研究会編『日露戦争研究の新視点』、成文社、二〇〇五年、二九四頁および二九六頁。
- (70) 田結柳三郎は、文久二(一八六二)年に岡山藩(現、岡山県)に生まれ、明治一六年十一月に外務省入省。釜山、京城、ロンドン、ニューヨーク、芝罘などに勤務後、明治三四(一九〇一)年一月からタウンズヴィルに勤務した(前掲の『外務省年鑑』)。
- (71) 田結在タウンズヴィル領事から小村外相宛て明治三十七年八月一七日付け公信・公信第七九号、外交史料館所蔵記録『外字新聞論調報告並ニ外字新聞操縦一件 タウンズヴィル之部』。以下、同じ。

- (72) 田結在タウンズヴィル領事から小村外相宛て明治三十七年八月二五日付け公信・公信第八四号。
- (73) 岩崎三雄は、明治五(一八七二)年一月に東京市に生まれ、明治三十一年に東京帝国大学法科大学卒、翌明治三三年に外交官及領事官試験に合格し明治三三年に外務省に入省。上海・元山などに領事官補として在勤後、明治三十六年(一九〇三)九月から在シドニー総領事館に事務代理として在勤した。外務大臣官房人事課『外務省年鑑』、大正六年一月編。
- (74) 岩崎三雄・在シドニー総領事館事務代理から小村外相宛て明治三十七年三月一六日付け公信・公第二一号、外交史料館所蔵記録『外字新聞論調報告並ニ外字新聞操縦一件 シドニー』。以下、同じ。
- (75) 岩崎在シドニー総領事館事務代理から小村外相宛て明治三十七年二月二五日付け公信・公第一五号。
- (76) 岩崎在シドニー総領事館事務代理から桂太郎・臨時兼任外相宛て明治三十八年八月一五日付け公信・公第五〇号。
- (77) Dmitrii B. Pavlov, op. cit., p.164. また小田切総領事は、日露開戦時に上海港でドック入りしたロシアの砲艦マシチュリアが石炭のみならず火薬をも積載しているとの情報から、同艦を同港に抑留して武装解除させるに当たり、その敏腕ぶりを發揮したことも知られる。詳しくは、上記の英文論文集に掲載の Cao Daohen (曹大臣) 南京大学准教授の論文、『The Japanese Consular System in China during the Russo-Japanese War』, p.184-5 ならびに外務省編纂『日本外交文書』日露戦争Ⅰの「第四節 中立諸港逃入艦船、上海ノ部」を参照。
- (78) 前掲の林在孟買領事から小村外相宛て明治三十七年三月一四日付け公信・公第二四号。
- (79) 日露戦争時の在暹羅(シヤム)特命全権公使は、稲垣満次郎であった。同戦争の開戦後、シヤム国の首都バンコックでは、同戦争の戦場における戦闘シーンを撮影した実況映画を上映する映画会がしばしば開催されて、大いに賑わったという。石井米雄・吉川利治著『日・タイ交流六〇〇年史』、講談社、一九八七年、二二六～二二〇頁を参照。
- (80) 日露戦争時の在新嘉坡(シンガポール)領事は、後の初代駐ソ連大使となる田中都吉だった。